

野田市行政改革大綱 (素案)

野 田 市

目 次

第1章 行政改革大綱の策定の背景

I 野田市の現況	1
1 野田市の概況	1
2 野田市の職員数	1
II 社会環境の変化	
1 少子高齢化の進展	4
2 将来人口	6
3 物価の高騰及び最低賃金の上昇	8
III 野田市の財政状況	
1 歳入	11
2 歳出	13
3 財政の見通し	18
IV 行政改革の取組	
1 これまでの取組	19
2 平成31年度改訂の行政改革大綱の主な取組状況	21

※枠内はパブリック・コメント手続の対象外とします。

第2章 行政改革大綱の考え方

1 行政改革大綱の考え方	24
2 行政改革大綱の体系（重点目標及び取組項目）	28
3 行政改革大綱の期間	29
4 行政改革大綱の推進体制	29

第3章 行政改革大綱の具体的な取組方針

重点目標1 行政運営の効率化

(1) 行政サービス（窓口業務）の在り方	30
(2) 外郭団体等の運営の合理化	31
(3) 組織機構の見直し	33
(4) 行政サービスの広域化（一部事務組合等の活用）	34

重点目標2 業務改革の推進

(1) 市民との協働を推進するための職員の効果的・効率的な活用	34
(2) 給与の適正化	36
(3) 人事評価制度活用の推進	37
(4) 職員研修の充実	37
(5) 自治体DXの推進	37

重点目標 3 市民及び民間組織・事業者との協働

- (1) 市民及び民間組織との協働 38
- (2) 民間事業者との協働 39

重点目標 4 財政運営の健全化

- (1) 財政運営の健全化 42
- (2) 公有財産の有効活用 45

重点目標 5 公共施設等の適正な配置及び維持管理

- (1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の
基本方針の推進 46

- (2) 学校配置の適正化 46

※学校配置の適正化については、行政改革推進委員会で審議後
改めてパブリック・コメント手続を実施しますので、今回は
対象外とします。

- (3) 民間施設の有効活用 47

第1章 行政改革大綱の策定の背景

I 野田市の現況

1 野田市の概況

	令和8年4月1日現在	平成30年4月1日現在	増減
住基人口	152,923人	154,348人	▲1,425人
男	76,908人	77,570人	▲662人
女	76,015人	76,778人	▲763人
世帯	74,146世帯	67,122世帯	7,024世帯
面積	103.55km ²		—
就業者数	68,237人	68,762人	▲525人
第1次	1,274人	1,410人	▲136人
第2次	17,506人	18,780人	▲1,274人
第3次	49,457人	48,572人	885人
一般会計予算	616億円	478億円	138億円
正規職員数	989人	1,007人	▲18人

(出典：令和4年版野田市統計書4-8産業(大分類)、従業上の地位(8区分)、男女別15歳以上就業者数)

※就業者数は、それぞれ令和2年10月1日時点、平成27年10月1日現在

2 野田市の職員数（令和8年4月1日現在）

(1) 職員数

(単位：人)

	市長	議会	選挙	監査	教育	農委	消防	水道	計
職員数	674	8	5	5	107	5	198	22	1,024
定数条例	721	9	5	6	120	7	198	28	1,094

※職員数は、任期付職員（育休除く）19人及び再任用（フルタイム）職員16人の合計35人を含む

(2) 行政組織

室・部	課等
秘書室	—
P R 推進室	—
市政推進室	—
交通政策室	※鉄道建設促進担当、鉄道複線化担当
企画財政部	企画調整課
	広報広聴課
	財政課
	課税課
	収税課
	公共施設管理課
総務部	総務課
	人事課
	行政管理課
	情報政策課
	管財課
	営繕課
	※行政対象暴力担当
危機管理部	危機管理課
市民生活部	市民課（出張所含む）
	国保年金課
	市民生活課
	関宿支所
	※防犯担当
自然経済推進部	商工観光課
	農政課
	みどりと水のまちづくり課
	スポーツ推進課
環境部	清掃計画課
	環境保全課
	清掃管理課
土木部	管理課
	道路サービス課
	道路建設課
	下水道課
	用地課
都市部	都市計画課
	都市整備課
	関宿地区土地地区画整理事務所
福祉部	生活支援課
	障がい者支援課

室・部	課等
	高齢者支援課
	介護支援課
	地域包括支援課
	人権・男女共同参画推進課（福祉会館含む）
	こぶし園
健康子ども部	児童家庭課
	子ども保育課（保育所含む）
	子ども家庭総合支援課
	保健センター （子どもの発達相談室、関宿保健センター含む）
会計管理者	—
生涯学習部	教育総務課（小中学校含む）
	生涯学習課（公民館・青少年センター含む）
	興風図書館
学校教育部	学校教育課（給食センター、幼稚園含む）
	指導課（子ども家庭総合支援課分室含む）
	※学校給食担当
議会事務局	—
選挙管理委員会事務局	—
監査委員事務局	—
農業委員会事務局	—
消防	総務課
	予防課
	警防課
	消防署
水道	業務課
	工務課

注：※印は、特命担当職

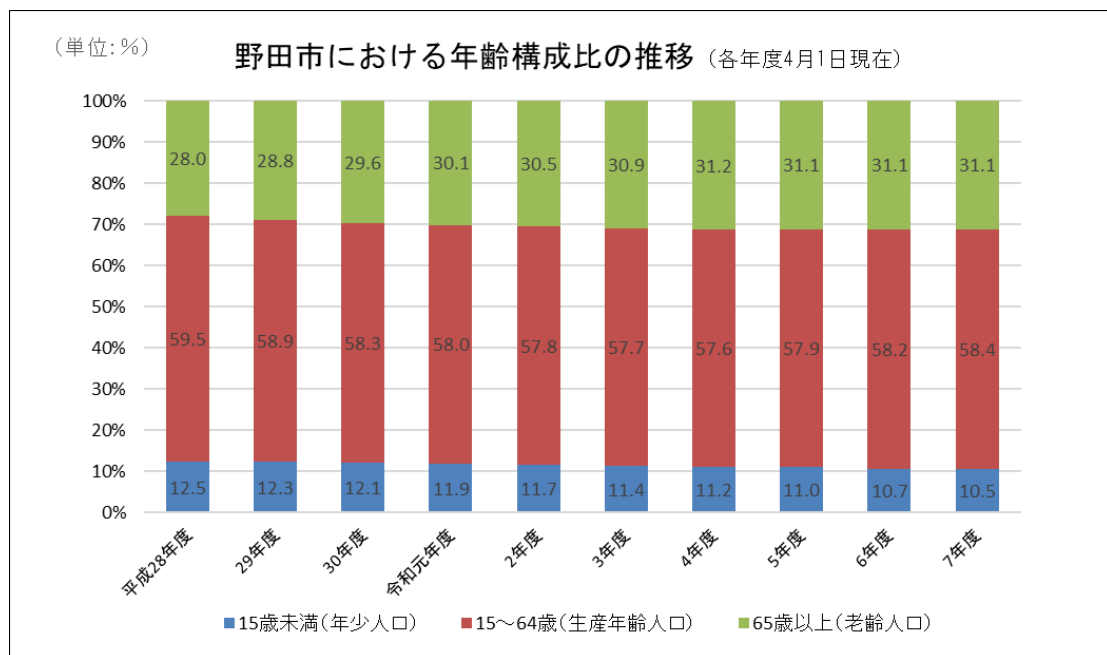
Ⅱ 社会環境の変化

1 少子高齢化の進展

全国的に少子高齢化が進み 65 歳以上の高齢人口が増加する中、野田市においても同様に少子高齢化が進んでいる。令和 7 年 4 月 1 日の状況と比較すると、野田市の高齢人口割合は 31.1%で、全国 28.9%、千葉県 27.6%を上回り、東葛 5 市と比較すると最も高い割合となっている。

合計特殊出生率は、全国的に低下傾向にある中、野田市においても低下傾向にある。千葉県が公表する令和 6 年の合計特殊出生率では、野田市は 1.09 で、全国の 1.15 を下回っており、千葉県の 1.09 と同値、東葛 5 市と比較すると 3 番目に低い割合となっている。

このような状況において、これまで以上に子育て支援や、高齢者の保健・医療など福祉分野における行政需要の更なる量的拡大が見込まれる一方、主たる税の負担層である 15 から 64 歳までの生産年齢人口の減少により、税収の伸びが期待できない。さらに、15 歳未満の年少人口も減少しており、将来的にも税収の伸びが期待できない。

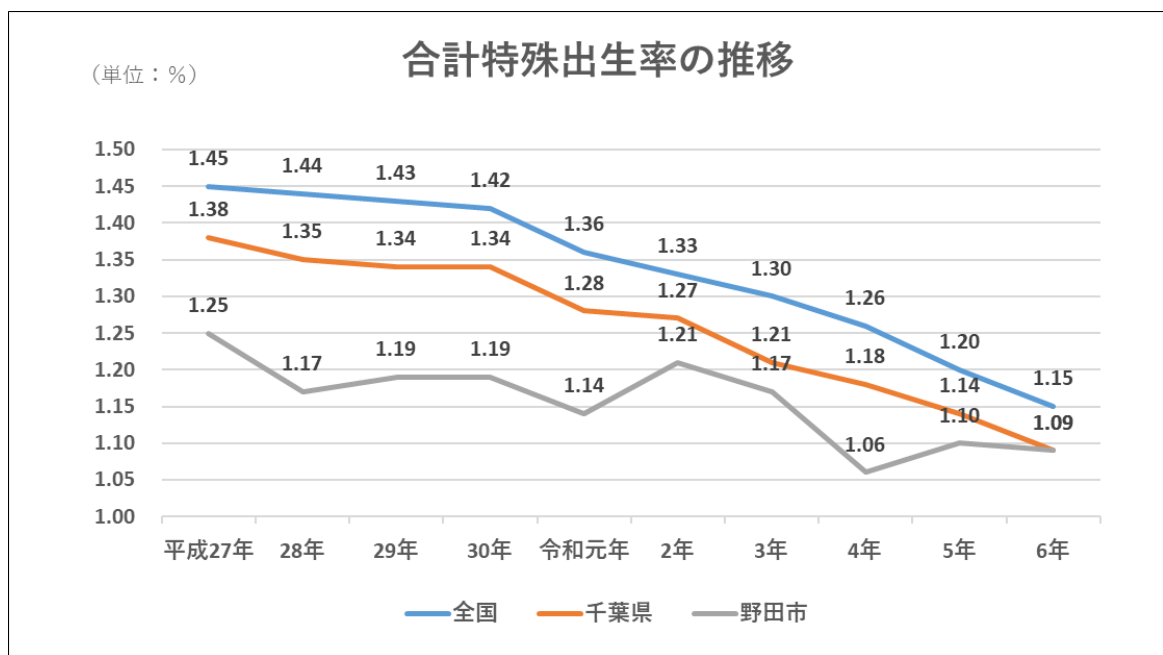


◆国・県・近隣市の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在 ※国は令和 7 年 1 月 1 日現在)

	野田市	国	千葉県	松戸市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	我孫子市
15 歳未満	10.5%	11.3%	11.0%	10.7%	12.3%	16.2%	10.6%	9.9%
15～64 歳	58.4%	59.8%	61.4%	63.6%	61.7%	61.5%	61.0%	59.3%
65 歳以上	31.1%	28.9%	27.6%	25.7%	26.0%	22.2%	28.4%	30.7%

(出典: 国は、総務省ホームページ 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 資料 2)

(出典: 国以外は、千葉県ホームページ千葉県年齢別・町丁字別人口令和 7 年度第 1 表男女別・年齢別人口)



(出典：千葉県ホームページ 合計特出生率表 2 合計特殊出生率の推移市町村別)

※合計特殊出生率とは…

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯何人の子供を生むのかを推計したものの。

◆国・県・近隣市の合計特殊出生率の推移

(単位：%)

	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
野田市	1.25	1.17	1.19	1.19	1.14	1.21	1.17	1.06	1.10	1.09
国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15
千葉県	1.38	1.35	1.34	1.34	1.28	1.27	1.21	1.18	1.14	1.09
松戸市	1.38	1.31	1.30	1.28	1.28	1.23	1.16	1.10	1.08	1.02
柏市	1.37	1.35	1.35	1.33	1.30	1.33	1.28	1.20	1.23	1.13
流山市	1.53	1.57	1.62	1.67	1.59	1.55	1.56	1.50	1.46	1.42
鎌ヶ谷市	1.33	1.28	1.28	1.29	1.22	1.23	1.19	1.14	1.06	1.10
我孫子市	1.31	1.26	1.20	1.27	1.20	1.27	1.26	1.13	1.16	1.03

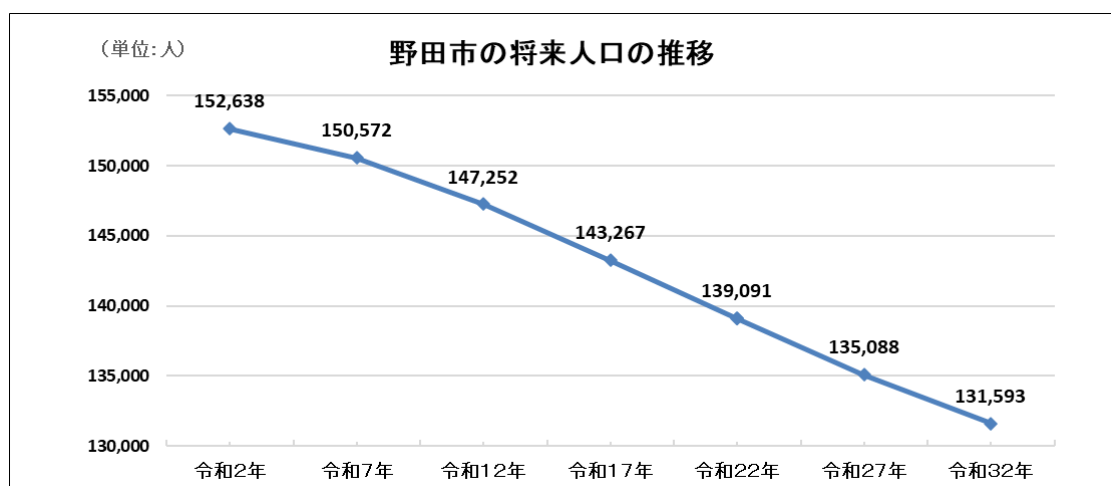
(出典：千葉県ホームページ 合計特出生率 表 2 合計特殊出生率の推移市町村別)

2 将来人口

(1) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所が令和2年の国勢調査を基に行った、令和32年までの5年ごとの人口推計によれば、国全体では、令和2年の126,146,000人から令和32年には104,686,000人に減少することが見込まれており、県においても同様に6,284,480人から5,690,156への減少が見込まれている。

野田市の人口は、住民基本台帳人口によれば平成23年をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、国及び県同様に令和2年の152,638人から令和32年には131,593人まで減少することが見込まれていることから、税収の伸びは期待できない。



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口
全都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果）

◆国・県・近隣市の人口推計

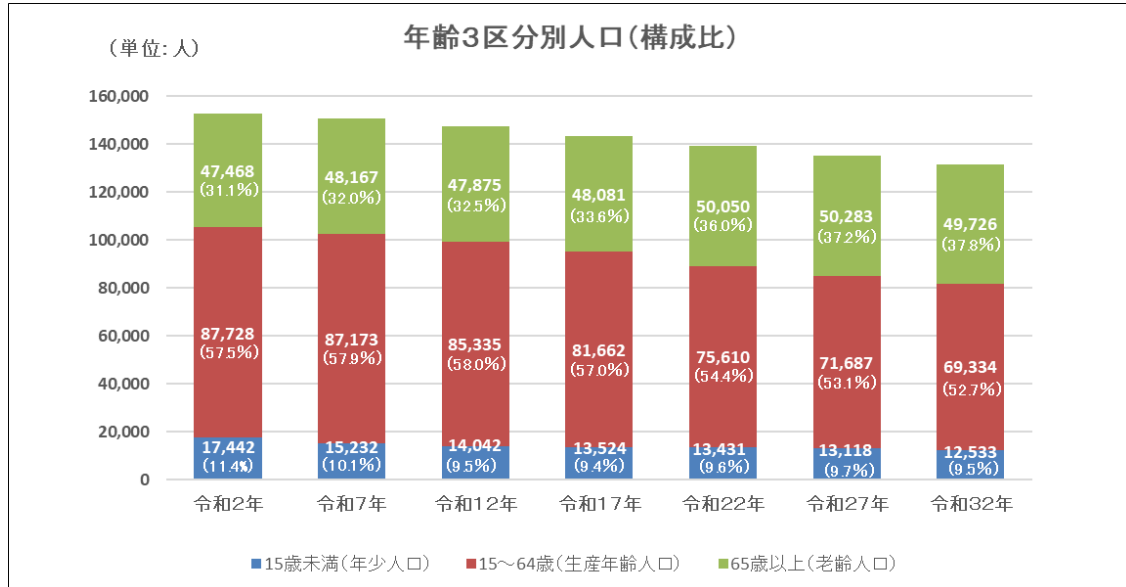
(単位：人)

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
野田市	152,638	150,572	147,252	143,267	139,091	135,088	131,593
国	126,146,000	123,262,000	120,116,000	116,639,000	112,837,000	108,801,000	104,686,000
千葉県	6,284,480	6,258,104	6,178,890	6,076,243	5,955,795	5,824,413	5,690,156
松戸市	498,232	498,909	496,472	492,959	488,305	482,576	476,057
柏市	426,468	435,045	439,526	441,320	440,804	438,567	435,479
流山市	199,849	217,368	225,466	232,030	236,575	239,504	241,539
鎌ヶ谷市	109,932	108,882	108,254	107,091	105,704	104,399	103,245
我孫子市	130,510	128,176	124,907	121,326	117,816	114,724	112,074

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）
全都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果）

(2) 年齢別構成

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、野田市の年少人口及び生産年齢人口は、令和2年以降減少し続け、それに反比例して高齢人口の割合が増加する。



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）
全都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果）

◆国・県・近隣市の年齢別構成

【令和2年度】

(単位: 人)

	野田市	国	千葉県	松戸市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	我孫子市
15歳未満	17,442	15,032,000	736,623	56,967	53,334	31,444	12,560	14,303
15～64歳	87,728	75,088,000	3,813,987	311,509	260,161	121,103	64,999	75,668
65歳以上	47,468	36,027,000	1,733,870	129,756	112,973	47,302	32,373	40,539
合計	152,638	126,147,000	6,284,480	498,232	426,468	199,849	109,932	130,510

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）
全都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果）

【令和32年度】

(単位: 人)

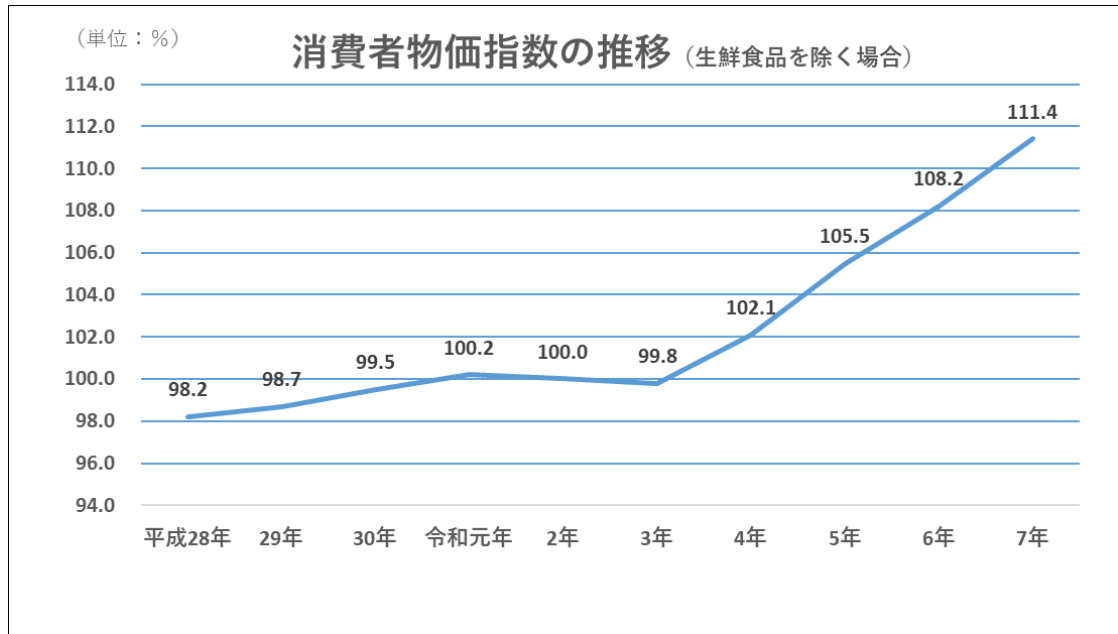
	野田市	国	千葉県	松戸市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	我孫子市
15歳未満	12,533	10,406,000	565,062	45,199	49,014	34,674	9,545	10,127
15～64歳	69,334	55,402,000	3,103,053	266,517	243,380	137,385	55,732	56,603
65歳以上	49,726	38,878,000	2,022,041	164,341	143,085	69,480	37,968	45,344
合計	131,593	104,686,000	5,690,156	476,057	435,479	241,539	103,245	112,074

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）
全都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別の推計結果）

3 物価の高騰及び最低賃金の上昇

(1) 物価の高騰

ウクライナ・中東情勢に加え、円安も重なるなど、社会経済情勢の変化に伴い物価の上昇が続いており、野田市の工事費、委託費及び消耗品費等の増加が見込まれる。



(出典：総務省統計局 2020年基準消費者物価指数全国 2025年(令和7年)平均)

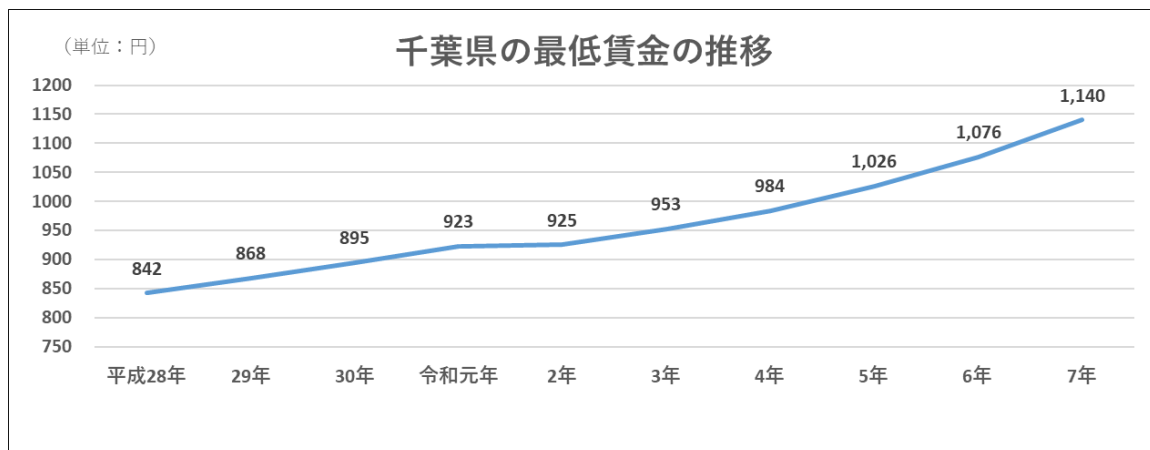
※消費者物価指数とは…

全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するもの。

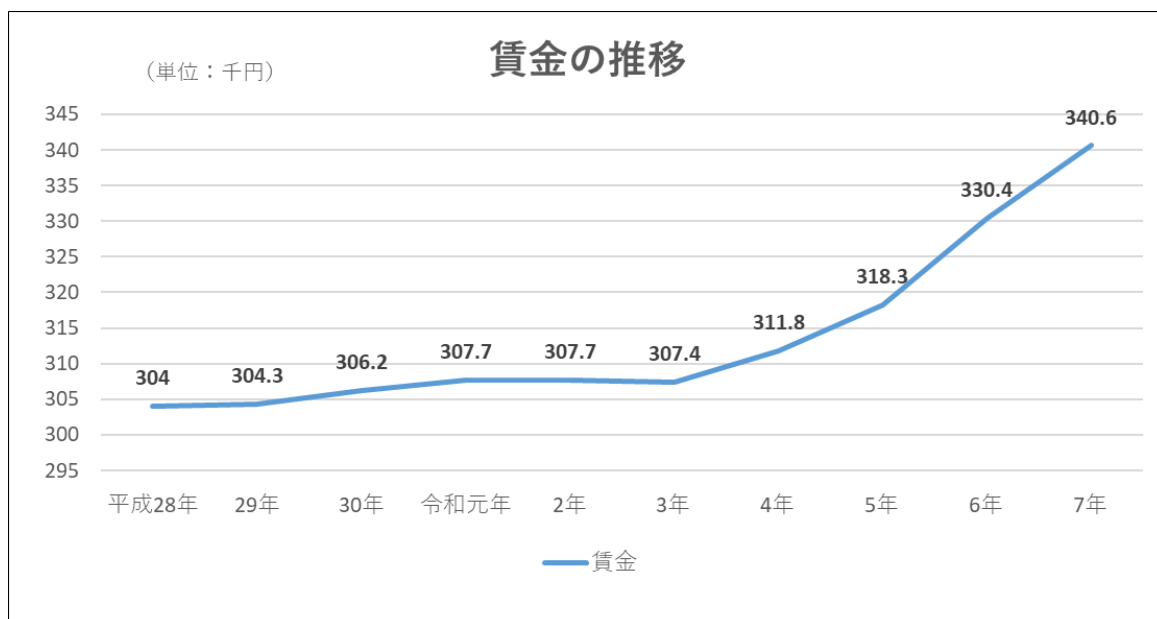
(2) 最低賃金の上昇

国は平成 29 年 3 月「働き方改革実行計画」を決定し、最低賃金について、年 3 %程度を目途として引き上げ、全国加重平均が 1,000 円になることを目指すこととし、令和 5 年度に全国加重平均が 1,004 円となり、当該目標を達成した。その後も物価の上昇が収まらず、実質賃金が上昇していない状況が続く中、最低賃金の引き上げは更に加速している。令和 7 年度には全国加重平均が前年度比 66 円増の 1,121 円となり、昭和 53 年度以降で過去最大の引き上げ額となった。なお、全都道府県で初めて 1,000 円を超える水準となっており、令和 8 年度以降も最低賃金の上昇が見込まれる。

また、厚生労働省が毎年度実施する賃金構造基本統計調査によれば、企業規模 10 人以上の企業で、令和 7 年 6 月分の所定内給与額（支給された現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額）の平均値が、340.6 千円（男女計）となっており、平均賃金が年々上昇していることから、野田市職員の人件費に加え、野田市の工事費や委託料の増加が見込まれる。



(出典：厚生労働省千葉労働局 千葉県の最低賃金の推移)



(出典：厚生労働省 令和7年賃金構造基本統計調査 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移)

※賃金構造基本統計調査とは…

統計法に基づく「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、全国の主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数経験年数別等に明らかにするもの。例年6月分の賃金について、同年7月に調査を行い、翌年3月に公表される。

Ⅲ 野田市の財政状況

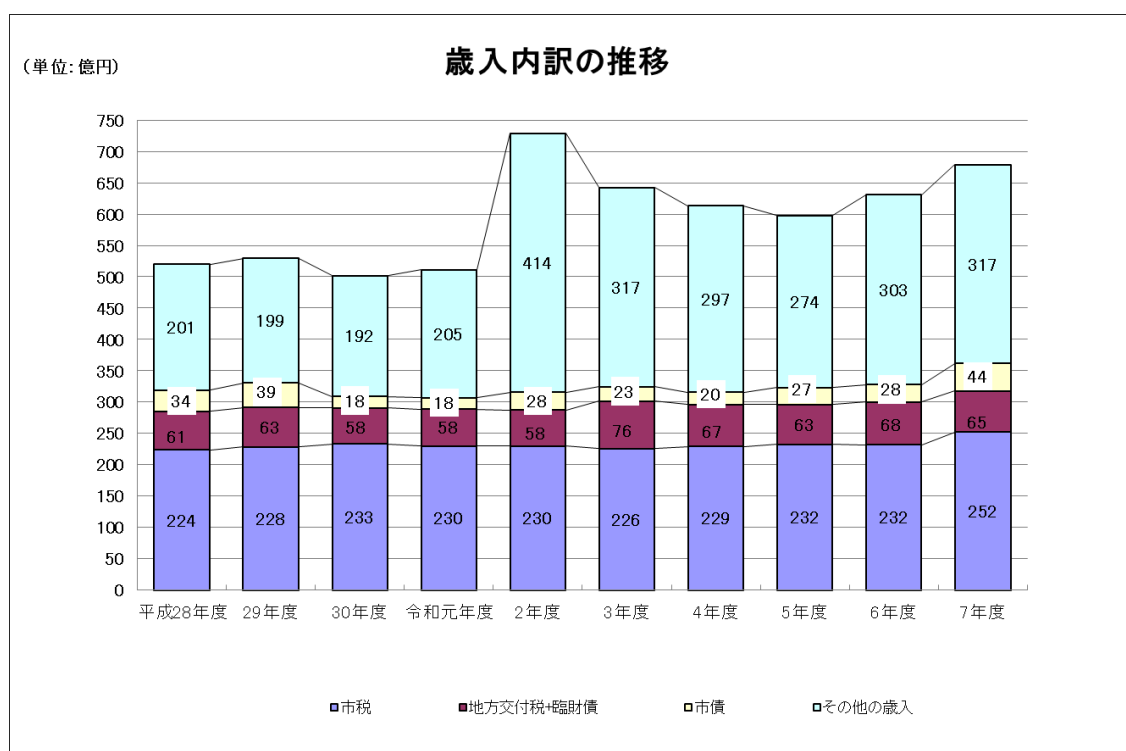
1 歳入

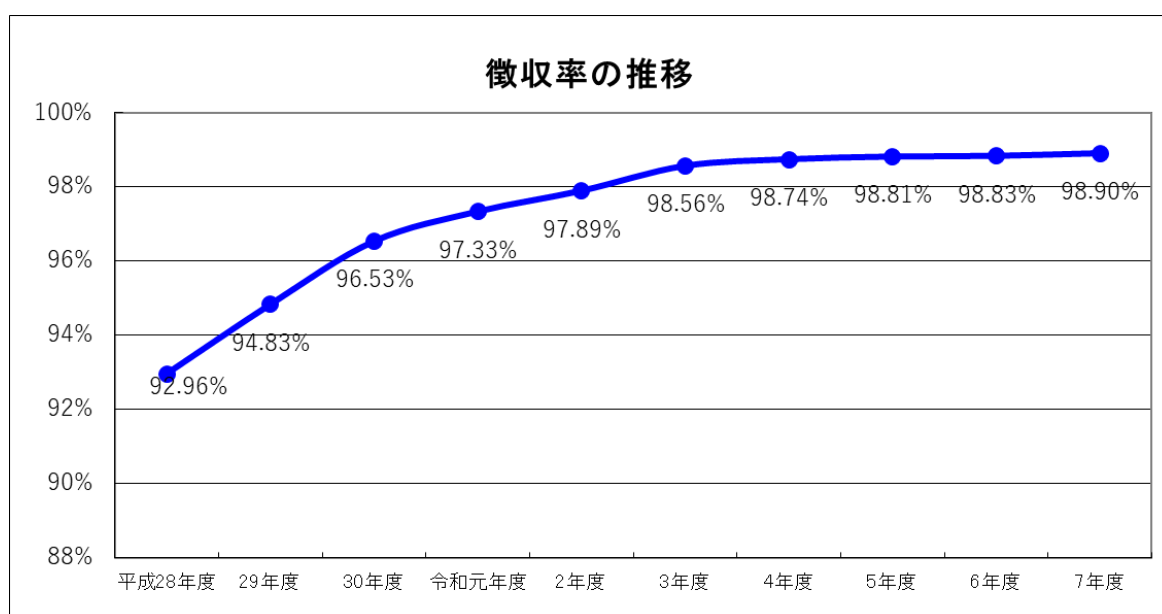
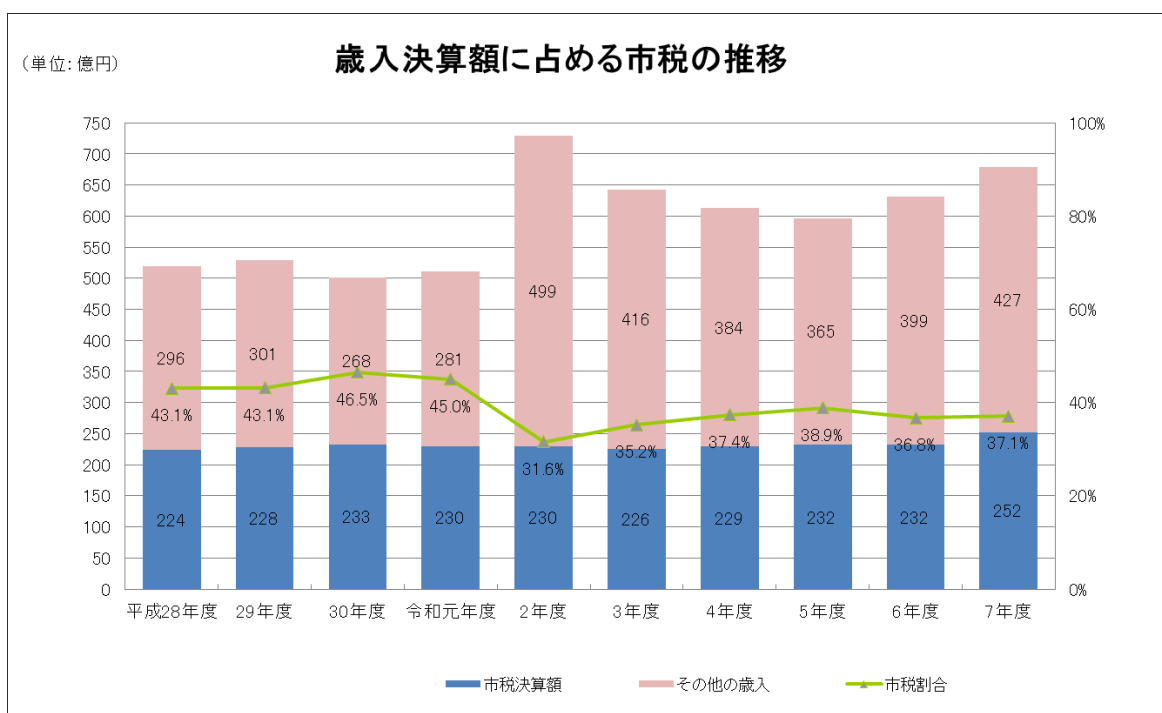
(1) 歳入規模及び市税の推移

歳入決算規模は、ほぼ横ばいの状態が続いていたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る国の交付金等（その他の歳入）の増加により、大幅に増加している。

市税については、東日本大震災による落ち込みからの回復や徴収率の向上により、平成30年度までは増加傾向となっていたが、令和元年度以降は、税制改正や新型コロナウイルス感染症の影響等により減少に転じ、令和4年度からはコロナ禍からの回復に伴い再び増加に転じている。

今後は、本市の歳入の根幹となる市税が、生産年齢人口の減少に伴い減少することが予想され、財政状況は一層厳しさを増すと考えられる。





市税の徴収率は、平成 29 年度に 94.83%であったため、平成 30 年度に行政改革大綱を見直した際に令和 6 年度最終目標値を 98.60%と設定したが、それに対する実績は、令和 4 年度に 98.74%と目標を達成した。またその後も上昇を続け、令和 7 年度は 98.90%となっている。

徴収率は、行政改革の取組により年々上昇し、成果を上げているが、将来的には頭打ちとなることに加え、生産年齢人口の減少に伴い調定額そのものが減少することから、税収減となることが予想される。

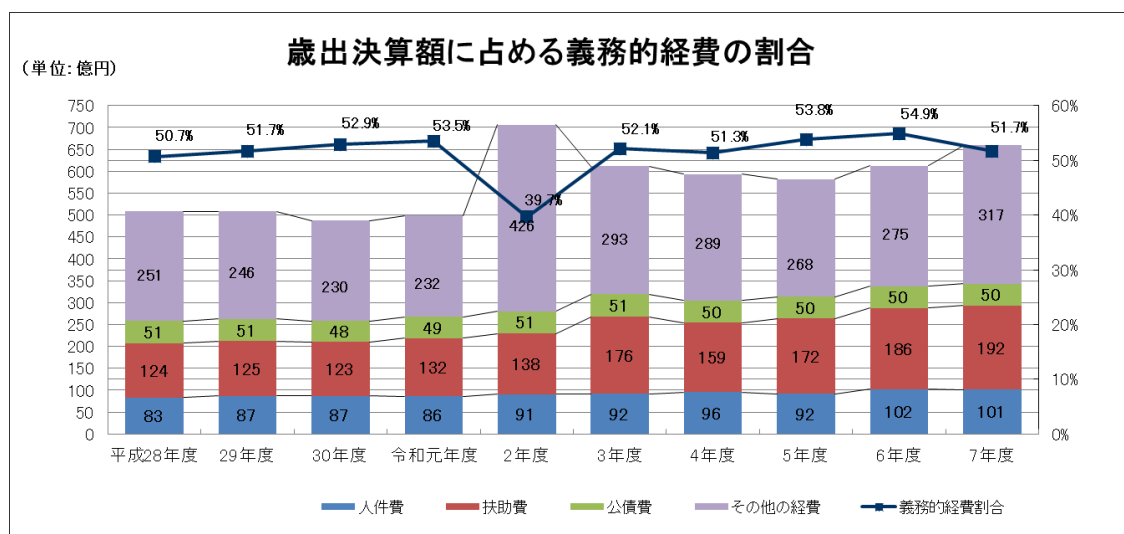
2 歳出

(1) 歳出規模及び性質別歳出内訳の推移

歳出決算規模は、歳入と同様にほぼ横ばいの状態が続いていたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策経費により、大幅に増加している。

義務的経費については、社会保障関係費の伸びによる扶助費の増加に加え、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る各種給付金の支給による扶助費の増加や、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増加により、大幅に増加している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金等の支給により、その他の経費が急激に増加している。

歳出については、超高齢社会の到来により、社会保障関係費の更なる増加が見込まれるほか、多くの施設が大規模改修等の時期を迎えることから、将来に向けた歳出の抑制策を講じることが必要である。

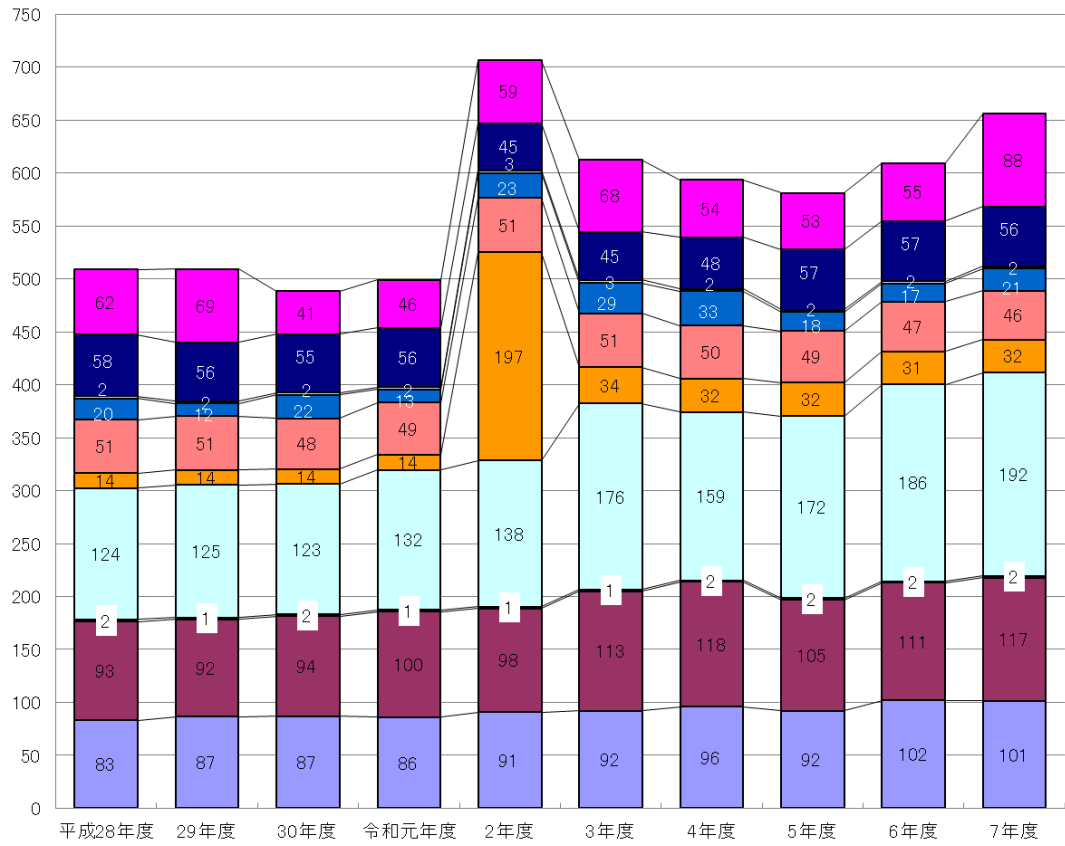


※義務的経費とは…

歳出のうち、その支出が法令などで義務づけられている経費として、人件費（議員報酬、特別職給与、職員給与など）、扶助費（生活保護費など）、公債費（地方債の元利償還金）を一般的に義務的経費といいます。

歳出決算規模と性質別歳出内訳の推移

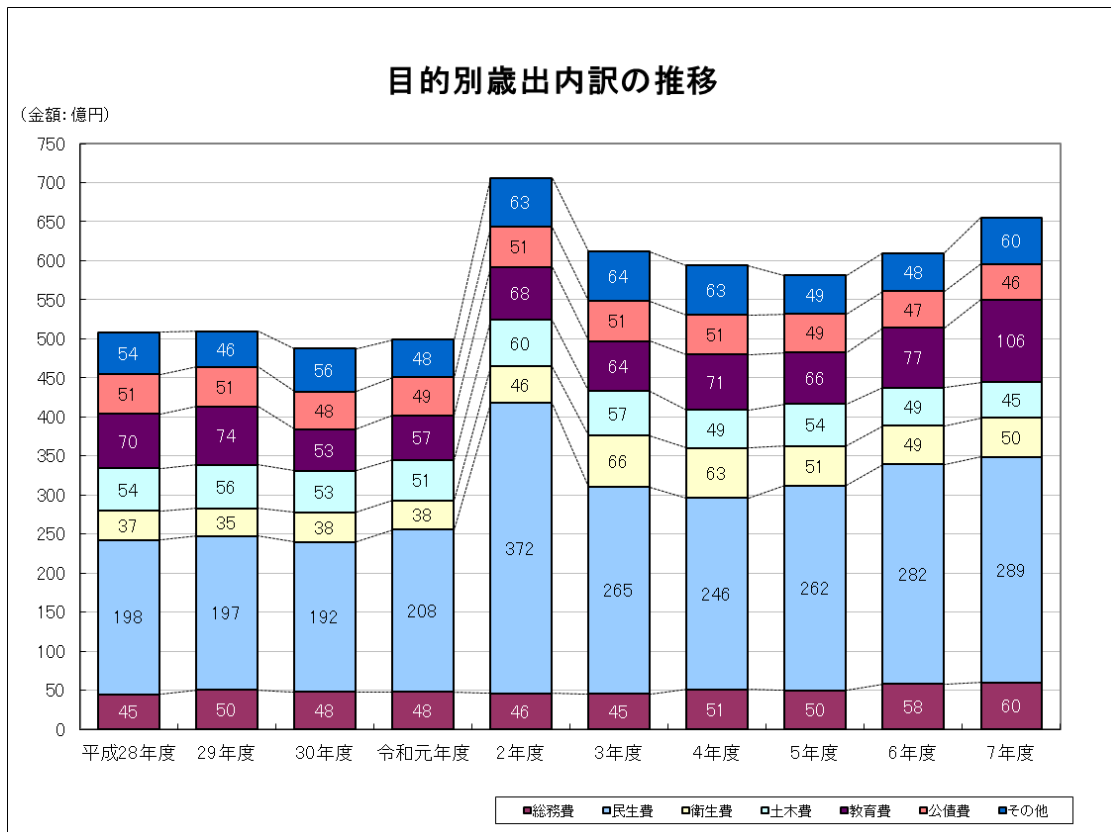
(単位: 億円)



■ 人件費
 ■ 物件費
 ■ 維持補修費
 ■ 扶助費
 ■ 補助費等
 ■ 公債費
 ■ 積立金
 ■ 投資・出資金・貸付金
 ■ 繰出金
 ■ 投資の経費

(2) 目的別歳出内訳の推移

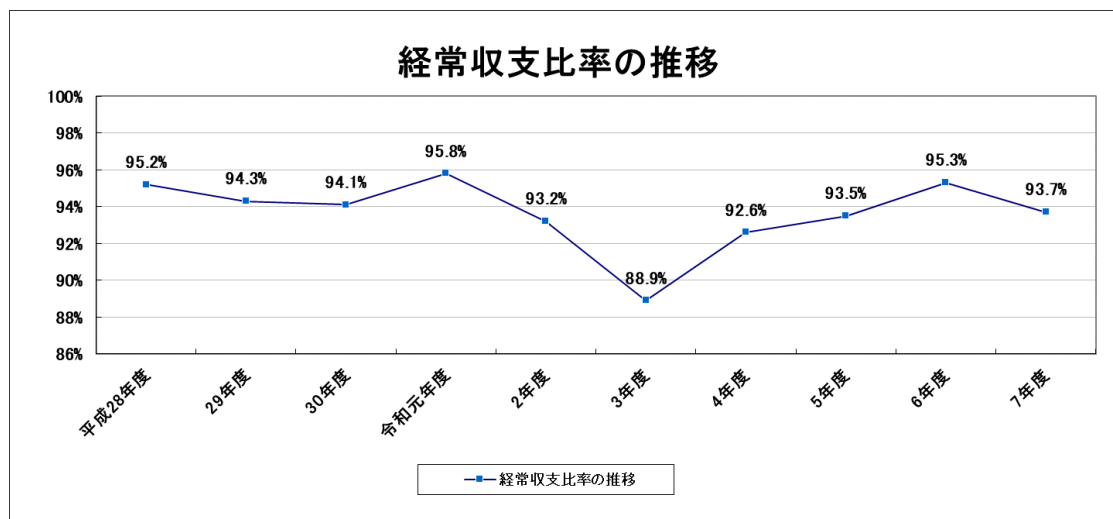
行政目的ごとの分類である目的別予算で見ると、社会保障関係費の伸びによる民生費の増加が著しく、特に令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る各種給付金の支給により急激に増加している。衛生費については、令和2年度以降、新型コロナウイルスワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症対策経費により増加している。



(3) 経常収支比率の推移

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、社会保障関係費を始めとする経常経費の増加により悪化傾向にあったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業が中止になったこと、各種福祉サービスの利用控えや診療控えがあったことなどにより改善した。また、令和3年度は、普通交付税及び臨時財政対策債の大幅な増額配分を受けて大幅に改善したが、これは本市だけでなく全国的なものであり、単年度に限った措置であるため、令和4年度以降は再び悪化に転じている。

今後は、社会保障関係費が引き続き増加する見込みであることに加え、更なる物価高騰、賃上げ・処遇改善の実施などにより、経常経費の増加が見込まれることから、更なる悪化が危惧される。

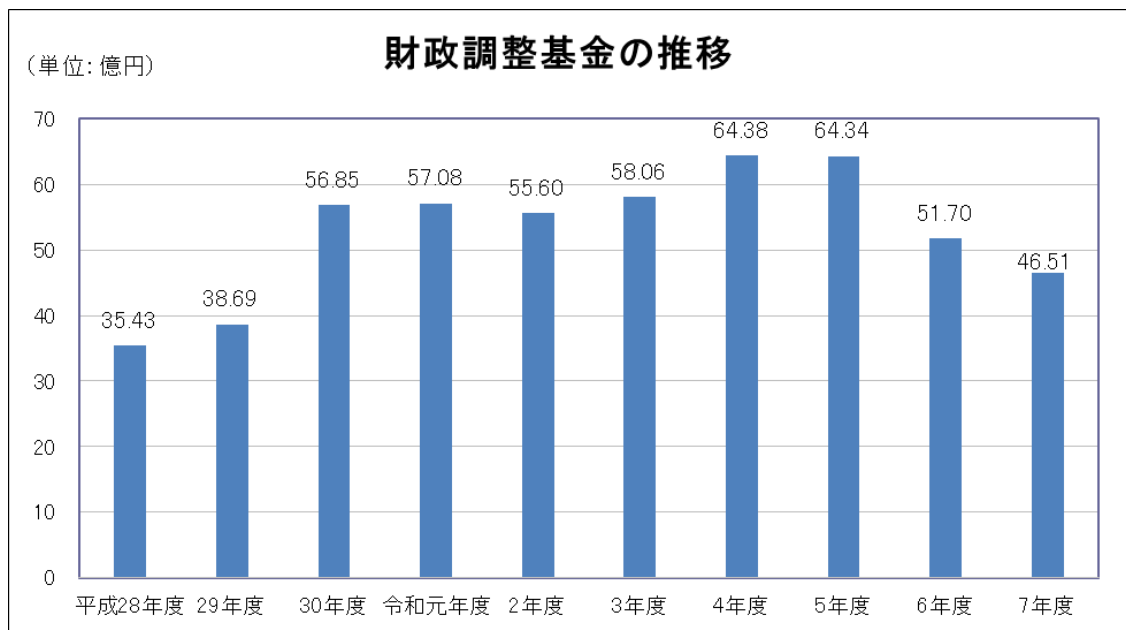


(4) 財政調整基金の推移

財政調整基金については、平成 28 年度 35 億 4,275 万円の残高が、令和 4 年度には、64 億 3,801 万円と大幅に増加したが、その後は減少に転じ、令和 7 年度は 46 億 5,132 万円となっている。

財政調整基金は、市の標準財政規模の 10%が一つの目安となるが、本市では、公共施設の老朽化対策としての大規模改修や建替えなどの大規模な財政需要に対しても、柔軟で安定した財政運営を可能とするため、平成 28 年度より標準財政規模の 20%を目標として増強を図ってきた。本市の令和 4 年度の残高が当該年度の標準財政規模（319 億 1,967 万円）の 20.2%となり、一旦は目標を達成したが、その後は物価高騰対策や学校給食センター整備事業を始めとした大規模な事業、公共施設の老朽化対策の実施に伴い、不足する一般財源を補うため取崩しを行った結果、令和 7 年度の残高は当該年度の標準財政規模（343 億 9,545 万円）の 13.5%となっている。

今後の厳しい財政状況を乗り切るためにも、一定規模の財政調整基金を確保することは重要であることから、当該残高の維持に努める。



3 財政の見通し

(1) 歳入の見通し

歳入の根幹となる市税については、行政改革の取組により、徴収率は年々向上しているが、将来的には頭打ちとなることに加え、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴い調定額そのものが減少するため、税収も減少していく見込みである。

また、市税収入の減少は、基本的にその 75%が地方交付税により補填されるが、国の財政状況によっては、今後、全国の交付税総額が抑制され、地方への配分が減少していく可能性もある。

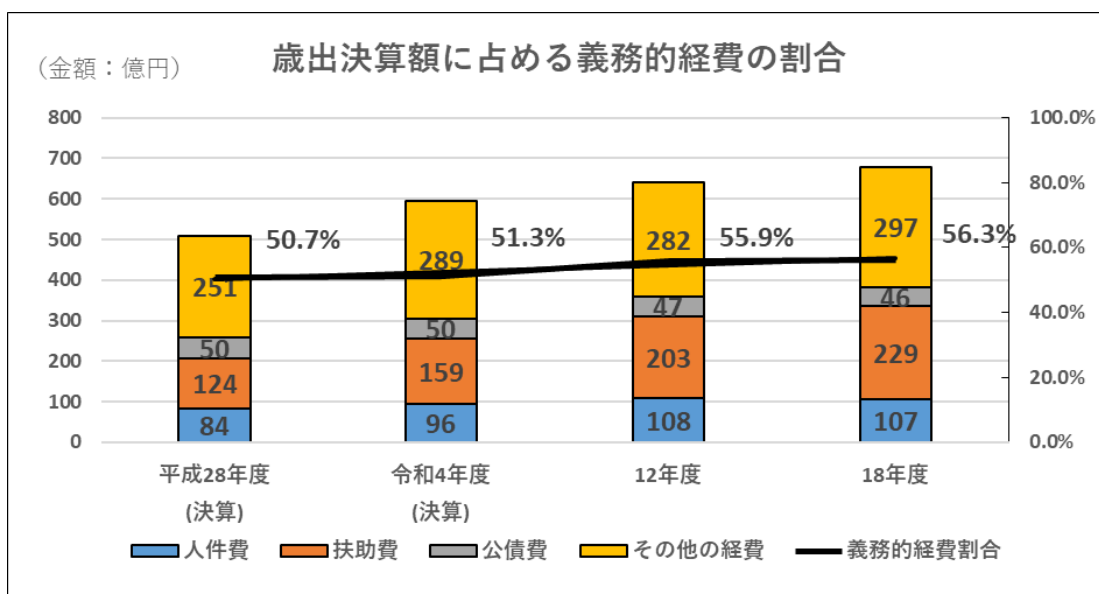
今後は、市の歳入の根幹となる市税の減少や、地方交付税の減少も視野に入れて、財政基盤の構築を検討することが重要である。

(2) 歳出の見通し

人件費については、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員及び定年延長職員をバランス良く配置しながら、総人件費の抑制を図ることとしているため、ほぼ横ばいで推移する見込みであるが、扶助費については、超高齢社会の到来により引き続き増加し、歳出全体でも増加する見込みである。

歳出が増加する一方で、歳入の根幹となる市税が将来的には減少することが予測され、今後、財源確保が極めて難しい状況となることから、毎年度の収支の均衡が大きな課題となる。

引き続き、市民サービスの水準を維持していくためには、全ての事務事業を毎年度ゼロベースで見直し、より一層の行政改革の取組を行い歳出の抑制を図る必要がある。



IV 行政改革の取組

1 これまでの取組

年度	経緯	主な取組内容
昭和 57年度	・「行政改革懇話会」設置 ・「行政改革の実施について」策定 (昭和57年12月)	○事務事業の簡素化、効率化、合理化 ○使用料、手数料等受益者負担の適正化 ○各種団体等に対する補助金の適正化
昭和 60年度	・「行政改革懇談会」設置 ・「行政改革大綱」を策定 (昭和61年4月)	○事業別予算制度の導入 ○附属機関の整理統合 ○開発協会、開発公社の理事の削減 ○技能労務職員の退職者原則不補充 ○公民館館長の非常勤特別職化 ○初任給を1号引下げ ○粗大ごみ等収集業務、し尿処理工場運転管理一部業務、斎場等の各種施設の管理運営の委託
平成 8年度	・「行政改革推進委員会」設置 ・「行政改革大綱」を改訂 (平成9年7月)	○滞納処分(差押)処理基準の策定及び市税の夜間休日窓口の開設 ○普通財産の売却処分による財産管理費の経費削減 ○使用料等の見直し ○附属機関33機関の統廃合 ○定員適正化計画の策定 ○行政職(二)給料表の導入及び調整手当の引下げ ○保育所の一部民間委託
平成 15年度	・「行政改革大綱」を改訂 (平成16年3月)	○指定管理者制度の導入 ○学童保育所、ごみ・し尿収集業務(一部)、学校給食調理業務等の民間委託 ○公民館等公共施設の無休化、開館時間の延長 ○未利用地の処分 ○市税等の収納率の向上 ○職員削減計画の推進 ○市民課窓口時間の試行的延長の実施

年度	経緯	主な取組内容
平成 21年度	・「行政改革大綱」 を改訂 (平成 21 年 2 月)	○パブリック・コメント手続の本格実施 ○審議会等への公募委員の導入 ○新設学童保育所(11施設)の民間委託 ○野田市開発協会の経営改善 ○市税等の収納率の向上 ○遺児手当の廃止 ○組織の見直し ○公契約条例の制定 ○職員削減計画の推進 ○再任用制度の導入 ○地域手当支給率の適正化
平成 26年度	・「行政改革大綱」 を改訂 (平成 27 年 4 月)	○指定管理者制度活用の推進 ○市税等の収納率の向上 ○補助金の在り方の検討 ○電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守 ○組織の統廃合と組織体制の整備 ○職員削減計画の推進 ○ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の策定
平成 30年度	・「行政改革大綱」 を改定 (平成 31 年 3 月)	○指定管理者制度活用の推進 ○窓口業務の在り方の検討 ○市税等の徴収率の向上 ○組織の統廃合と組織体制の整備 ○効率的な人材活用の推進 ○給与制度の見直し ○ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進 ○民間施設の有効活用 ○公共物への有料広告の掲出
令和 3年度	・「行政改革大綱」 を一部見直し (令和 4 年 3 月)	○組織の統廃合と組織体制の整備 ○総合教育会議

2 平成 31 年改訂の行政改革大綱の主な取組状況（令和元年度から令和 6 年度まで）

(1) 事務事業の見直し

○自治会との協働による行政課題への対応

自治会集会施設整備事業補助金の見直しについて、パブリック・コメント手続を経て、自治会連合会常任理事会での了承をいただき、令和 7 年度から補助対象経費の引下げなどを行った。

○指定管理者制度活用の推進

指定管理者制度活用の推進については、中核的な子ども館として新たに整備したのだしこども館 supported by kikkoman（野田市立児童センター）及び既存の子ども館に令和 4 年 8 月から指定管理者制度を導入し、全ての児童が安全に安心して楽しく遊ぶことができるようインクルーシブの理念を取り入れた運営を基本とし、民間事業者のこれまでの実績による魅力的な事業を各子ども館で共有化し、機能の充実を図った。

○窓口業務の在り方の検討

収税課の夜間及び日曜日窓口について、徴収率の向上や利用状況を鑑みて、令和 3 年度をもって廃止した。

市民課の夜間窓口については、コンビニ交付サービスの開始や愛宕駅前出張所の開設により、利用者数の減少が見られたことから、令和 4 年度をもって廃止した。

総合窓口の一つの形態として、亡くなられた方に関する各種手続をワンストップで行える「おくやみコーナー」を令和 4 年 12 月に開設した。

○市税等の徴収率の向上

現年度重視の徴収対策を講じ、徴収率の向上に努めたことにより、令和 6 年度において、市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、保育所保育料及び学童保育所保育料において目標徴収率を達成した。下水道受益者負担金については目標徴収率を達成していないものの、限りなく達成に近い徴収率であった。

○給付サービスの見直し

限られた財源の中で、真に必要な給付支援を行うため、令和 6 年 7 月をもっておむつ手当を廃止するなど、役割を終えた手当を廃止し、令和 3 年 8 月及び令和 6 年 8 月に福祉手当を見直し、令和 4 年 1 月から不妊治療助成金、不育症治療費助成金を新設するなど、真に必要な見直しや新設を行った。

(2) 組織等の見直し

○組織の統廃合と組織体制の整備

社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応し、市民に分かりやすい効率的で機動的な組織体制の確保に向けた体制整備を図るため、以下のとおり見直しを行った。

令和元年度

- ・生涯学習部社会体育課を自然経済推進部スポーツ推進課に改称
- ・自然経済推進部に魅力推進課を新設
- ・環境部清掃一課を清掃管理課に改称
- ・次木親野井土地地区画整理事務所を関宿地区土地地区画整理事務所に改称
- ・生涯学習部社会教育課を生涯学習課に改称

令和3年度

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策室を新設
- ・愛宕駅前出張所を新設

令和4年度

- ・PR推進室を新設
- ・保健福祉部を福祉部に改称
- ・児童家庭部を健康子ども部に改称
- ・自然経済推進部商工観光課を商工労政課に改称
- ・福祉部介護保険課を高齢者支援課に統合
- ・福祉部保健センターを健康子ども部に移管
- ・健康子ども部人権・男女共同参画推進課を福祉部に移管

令和5年度

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策室の事務を保健センターに移管し、対策室は廃止
- ・総務部情報政策課を新設
- ・土木部道路サービス課を新設
- ・健康子ども部保育課から子ども保育課に改称
- ・生涯学習部青少年課を生涯学習課に統合

令和6年度

- ・総務部公共施設管理課を新設
- ・総務課に課内室として法務室を新設

令和7年度

- ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所及び梅郷駅土地地区画整理事務所を都市整備課に統合
- ・危機管理部を新設し、市民生活部防災安全課を危機管理課に改称した上で移管
- ・交通政策室を新設
- ・高齢者支援課を高齢者支援課、介護支援課、地域包括支援課に再編
- ・総務部公共施設管理課を企画財政部に移管

○効率的な人材活用の推進

会計年度任用職員制度について、令和4年度からの本格導入に向けた会計年度任用職員の給与、報酬及び退職手当等に係る条例改正を行い、定型的な業務を行うこととして正規職員を会計年度任用職員に適宜置き換え、効率的な職員配置に努めている。

また、令和5年度から定年延長制度が導入されたことに伴い、正規職員、定年延長職員、会計年度任用職員などを効率的な配置に努めている。

○給与制度の見直し

職務に見合った給与制度を構築するため、平成31年4月から主査を係長への準備段階の職務と位置付け4級、係長を5級、課長補佐を6級、課長を7級とした。

職員の処遇の改善及び職務や職責をより重視した給料体系を整備するため、令和7年度から、9級制を導入した。

○職員研修の充実

女性職員のキャリア意識の醸成を図るために実施してきた女性管理職育成研修について、令和2年度から対象を若手女性職員とした。また、更なるDX化の推進に向けて、令和6年10月から1年半の期間で民間企業（サイボウズ株式会社）への職員の派遣を行った。

(3) 公共施設等の適正な維持管理

○ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

ファシリティマネジメントの基本方針の推進については、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき実施した日常点検チェックシートを営繕課に集約し各施設の劣化状況を把握した。

また、令和6年度からは、232施設において包括管理業務委託による巡回点検により、修繕履歴の把握と修繕必要箇所の抽出を行い長寿命化に努めていくこととした。

○民間施設の有効活用

民間施設の有効活用に係る庁内検討会において検討を行い、ヨークプライス野田店の空きテナントに愛宕駅前出張所を設置し、令和4年2月に開設した。

また、地域コミュニティの拠点として船形中央会館を、趣味や娯楽を通じた交流の場として、多世代交流センターを令和5年4月から開設した。

○公共物への有料広告の掲出

公共物への有料広告の掲出では、令和4年からネーミングライツによる財源確保を行い、現在では、野田市立児童センター、野田市文化会館、野田市関宿総合公園、中央の杜、野田市総合公園野球場、野田市総合公園スケートボードパーク、野田市総合公園体育館、野田市総合公園庭球場、野田市総合公園自由大広場の9施設で導入している。

第2章 行政改革大綱の考え方

1 行政改革大綱の考え方

超高齢社会の進行や出生率低下による生産年齢人口の減少、更には最低賃金の大幅な上昇や物価の高騰、デジタル技術の急速な進歩など、社会経済情勢は刻々と変化しており、その変化とともに、行政需要がますます複雑化、多様化している。

そのような状況の中、市税等の収入の増加が期待できない一方、社会保障費等の支出の増加が見込まれ、市の財政状況は非常に厳しい状況にある。その中で、市民サービスの質を維持・向上させ提供していくためには、経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報、時間など）を行政でなければ解決できない課題に重点化する必要がある。

地方自治法においては、地方公共団体の責務として、同法第2条第14項により、「事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、また、同法第15項の規定により、「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」と規定されており、行政改革の推進が求められている。

行政改革とは、行政が理念や政策目標を最も適切かつ効果的に実施するために必要とされる制度、施策、組織体制、業務運営等の改革措置であるが、将来にわたって効果的・効率的で持続可能な行財政運営を行っていくためには、その時々 の 現状及び課題を正確に把握した上で、変化する社会経済情勢や複雑化、多様化する行政需要に迅速かつ的確かつ柔軟に対応し、不断に行政改革を推進していかなければならない。

市では、行政改革を推進する上での基本的な姿勢として、行政改革自体は目的ではなく、市民サービスの質を向上させるための手段として捉えており、コストをかけずに市民サービスの質を向上させることが第一である。コストが増加する場合でも、増加するコストと比較して、より大きく市民サービスの質が向上し、業務の効率化が図れる場合は、積極的に業務改革を行う。社会経済情勢や行政需要を的確に把握し、必要性が低下している事業については、縮小又は廃止し、真に必要な事業に重点配分する。（※イメージ参照）

組織運営に当たっては、ヒト、モノ、カネ、情報などの経営資源を効果的・効率的に活用する必要があるが、その中で最も重要な資源は、モノ、カネ、情報を動かすことができるヒトである。

市民サービスの質の向上を図るためには、縦割り行政による弊害を是正し、行政需要に対応できる効率的で機動的な組織への見直しを図ることが必要である。市民サービスを担う一人一人の職員の資質を向上させるため、職員研修を充実させるなど、人材育成及び意識改革を図るとともに、積極的に業務改革に挑戦していけるような職場環境の整備を図る。併せて、事務事業の現状及び見通しを把握した上で、職員を適正に配置し、デジタル技術を積極的に活用することにより大胆な業務改革を行い、事務の効率化や時間外勤務の削減を図る。

複雑化、多様化する行政需要にきめ細かに対応するためには、自治会、社会福祉法人、NPO団体、企業等、多様な主体との協働を更に進める。民間組織・事業者との協働により、市民サービスの質の向上や効率的な管理運営が図られ、経費削減も期待できることから、特に、法令上、市の責任でやらなければならないが必ずしも市が行わなくてもよい事業について、民間組織・事業者との協働を進める。

財政運営については、限られた財源の中で、自主財源及び国・県補助金などの特定財源の確保に最大限努めるとともに、大胆な業務改革による事務の効率化を図り、経費を削減し、真に必要な部門へ重点配分する。加えて、中長期的な視点から、計画的かつ安定的な財政運営に努めるとともに、経常収支比率の改善、プライマリーバランスの遵守などにより持続可能な財政構造への転換を図る。

公共施設については、老朽化が更に進んでいくことから、施設の長寿命化を図るため、ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針に基づき、計画的に維持管理を行い、公共施設包括管理業務委託により、包括的に管理するとともに、適正な配置を検討する。

◆重点目標

1 行政運営の効率化

社会経済情勢や行政需要の変化に対応した効率的で機動的な組織体制への見直しを図る。

2 業務改革の推進

人材育成及び職員の意識改革、積極的に業務改革に挑戦していけるような職場環境の整備を図るとともに、職員を適正に配置する。また、デジタル技術を積極的に活用し、大胆な業務改革を推進する。

3 市民及び民間組織・事業者との協働

行政の役割や責任を見極め、費用対効果を検証し、民間のノウハウにより市民サービスの質の向上、事務や管理運営の効率化が図れるものについては、積極的に協働を進める。

4 財政運営の健全化

自主財源及び国や県の補助金などの特定財源を確保するとともに、大胆な業務改革による事務の効率化を図り、経費削減を徹底する。また、中長期的に計画的かつ安定的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図る。

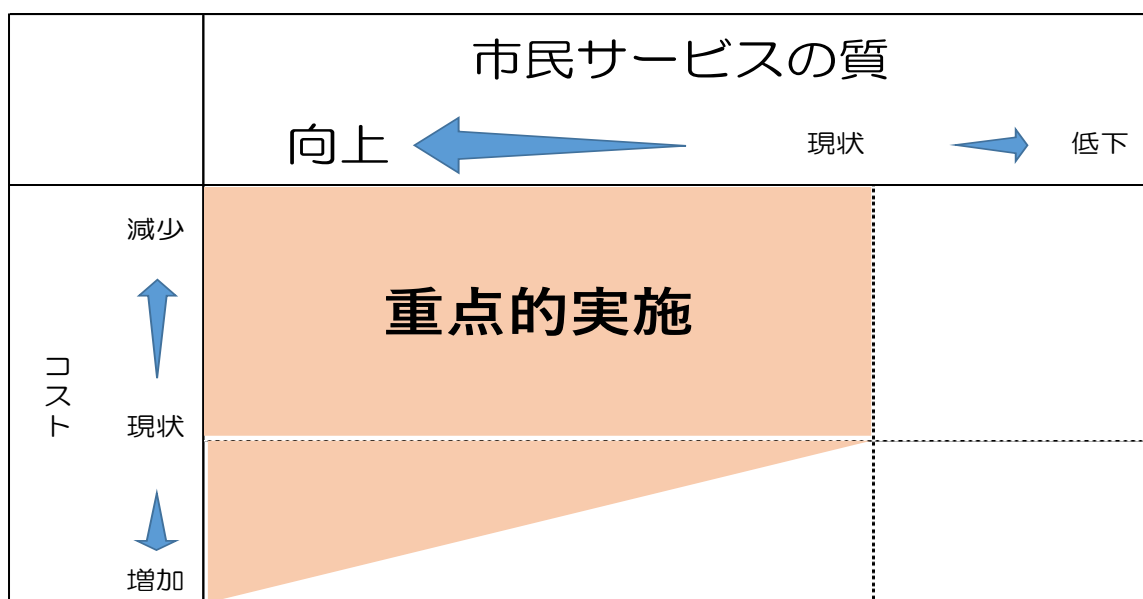
5 公共施設等の適正な配置及び維持管理

計画的かつ包括的に施設の維持管理を行うとともに、適正な配置を検討する。

※イメージ

本イメージは、コスト削減ありきではなく、常に市民サービスの質の向上を第一に考え、積極的に業務改革を行っていくことを示したものである。

重点的に実施するとしている以外の部分については、例えば、最低賃金の引上げに伴う人件費の上昇によりコストが増加するが、市民サービスの質を落とさずに継続するなど、必要性があるものは実施するものであり、一切実施しないということではない。



◆市民サービスの質の向上

市民サービスの質の向上とは、行政需要、市民ニーズを的確に把握した上で、既得権に捕らわれず、客観的かつ公平に対応し、市民全体の満足度を高めることである。

例えば、超高齢社会の進行に伴い高齢者が増加したことにより、一人当たりの給付額を引き下げるが、支給要件の対象を拡大し、全体として効果をより高めることなどについては、市民サービスの質の向上であると捉えている。

また、社会経済情勢の変化により時代の要請に合わなくなった事業について縮小又は廃止し、真に必要な事業に重点配分することなどについても市民サービスの質の向上であると捉えている。ただし、廃止することにより影響が大きい場合には、激変緩和措置を設ける必要性について検討する必要がある場合がある。

◆業務改革の方針

- 常に市民サービスの質の向上を第一に考え、積極的に業務改革を行っていく。
- コストをかけずに業務改革を行うことを基本としつつ、コストが増加する場合でも、増加するコストと比較して、より大きく市民サービスの質が向上し、業務の効率化が図れる場合は、積極的に業務改革を行っていく。
- 市民サービスを継続する必要があるものについては、最低賃金や物価上昇等に伴いコストが増加する場合等においても、市民サービスの質を落とさず継続する。
- 社会経済情勢や行政需要の変化に的確に対応するために必要な場合も同様に、コストが増加する場合でも、増加するコストと比較して、より大きく市民サービスの質が向上する場合は、積極的に業務改革を行っていく。
- 社会経済情勢や行政需要を的確に把握し、明らかに必要性が低下している事業については、縮小又は廃止し、真に必要な事業に重点配分していく。

2 行政改革大綱の体系（重点目標及び取組項目）

重点目標	取組項目	細項目
1 行政運営の効率化	(1) 行政サービス(窓口業務)の在り方	—
	(2) 外郭団体等の運営の合理化	① 一般財団法人野田市開発協会
		② 野田市土地開発公社
		③ 野田業務サービス株式会社
		④ 株式会社野田自然共生ファーム
	(3) 組織機構の見直し	① 組織の統廃合と組織体制の整備 ② 附属機関等の整理合理化
	(4) 行政サービスの広域化(一部事務組合等の活用)	—
2 業務改革の推進	(1) 市民との協働を推進するための職員の効果的・効率的な活用	—
	(2) 給与の適正化	① 給与制度の見直し
		② 時間外勤務の適正化
	(3) 人事評価制度活用の推進	—
	(4) 職員研修の充実	—
	(5) 自治体D Xの推進	—
3 市民及び民間組織・事業者との協働	(1) 市民及び民間組織との協働	① 自治会との協働による行政課題への対応
		② 社会福祉協議会、社会福法人等との協働による福祉のまちづくり
		③ N P O法人及びボランティア団体等との協働
	(2) 民間事業者との協働	① P P P / P F I 手法導入優先的検討指針の策定及び活用
		② 指定管理者制度活用の推進及び検証
		③ 民間委託の推進
4 財政運営の健全化	(1) 財政運営の健全化	① 財政規律の堅持
		② 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上
		③ 補助金の在り方の検討
		④ 給付サービスの見直し
		⑤ 入札及び契約制度の見直し
		⑥ 使用料等の負担の適正化
		⑦ ふるさと納税制度の活用の推進
	(2) 公有財産の有効活用	① 未利用地の有効活用及び処分
		② 公共物への有料広告の掲出
5 公共施設等の適正な配置及び維持管理	(1) ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進	—
	(2) 学校配置の適正化	—
	(3) 民間施設の有効活用	—

3 行政改革大綱の期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間とする。ただし、社会経済情勢の変化などがあった場合は、計画期間内であっても必要に応じ見直しを行うものとする。

4 行政改革大綱の推進体制

(1) 実施計画

大綱に基づく行政改革の推進に当たっては、実施年度及び具体的な実施内容を定めた実施計画を策定し、PDCAサイクル（計画策定：P l a n、実施：D o、検証：C h e c k、見直し：A c t i o n）に基づく点検を行う。

実施計画の期間は、大綱に合わせ、令和9年4月1日から令和15年3月31日までの6年間とし、計画期間の4年目に向けて、中間見直しを行う。ただし、社会経済情勢の変化などがあった場合で大綱を見直した場合は、その見直しに合わせて、必要に応じ実施計画の見直しを行うものとする。

(2) 推進体制

全職員一丸となって取り組み、行政改革の推進状況については、市民に積極的に公表するとともに、「野田市行政改革推進委員会」に適宜報告し、助言を得るものとする。

第3章 具体的な取組方針

重点目標1 行政運営の効率化

(1) 行政サービス（窓口業務）の在り方

＜窓口業務以外の事務効率化＞

足元の取組として、令和8年3月に、市民サービスの利便性の向上を図るため、プログラミングの専門的な知識がなくてもアプリケーション開発ができるノーコード技術と生成AIの利活用を組み合わせた、全国初の「ノーコード宣言シティ」を宣言した。さらに、意欲ある人材をDX推進リーダーとして募集し、各所属に配置されたDX推進リーダーが、デジタル技術を活用して業務改善を進め、全庁的なデジタル機運の醸成に努めるとともに、情報政策課でAI等に苦手意識のある職員をサポートするための相談の場を設けるなどの施策を実施している。併せて、職員一人ひとりの意識付けや活用能力の向上を図るため、研修を実施するなど、職員が主体的にDXに取り組む環境づくりを進めている。

これらの取組を継続して行うことで、より多くの職員がDXや生成AIの活用を通じ、定型的な業務を効率化し、そこで生み出された時間と余力を市民一人ひとりに寄り添う窓口対応に充てることで、市民サービスの向上を実現する。

＜行かない窓口の推進＞

○オンライン申請の拡充

オンライン申請の推進においては、全てのシステムや基盤を一度に整備することは、予算及び人的資源の観点から現実的ではないため、市民の利便性の向上を図るため、優先度の高い分野から段階的に整備を進め、施策が個々に機能するのではなく、全体として最適に連携するよう、同時並行的な推進を図っていく。デジタル窓口の「基盤」となるポータルアプリの構築を軸に、各種施策を機能ごとに順次実装していく。

・行政手続のオンライン化の推進

オンライン化の一層の拡充を目指し、手続の頻度が高く、子育て世代の負担が大きい分野の手続から推進する。

まず、保健センター及び子ども保育課の一部の手続について、令和8年中にオンライン申請の運用を開始し、順次拡大していく。また、児童家庭課の手続について、令和9年4月から準備を進め、一部の手続について、令和9年9月を目途に運用を開始し、順次拡大していく。将来的に、他の部署へも展開し、来庁不要の環境を順次拡大していく。

・AIチャットボットによる相談環境の整備

市民からの多様な問い合わせに対し、時間外でも即座に対応できるAIチャットボットを導入し、問い合わせ業務の自動化を推進する。令和8年度には、まずはひとり親家庭等の支援分野において導入し、徐々に全庁的に広がるよう推進する。

・ポータルアプリ「スマホ市役所」の創設

AIチャットボットの導入を足掛かりとして、スマートフォン一つで必要な情報や手続に辿り着ける、市民に身近なポータル機能「スマホ市役所」の構築を目指す。

その第一歩として、令和8年度よりLINEのリッチメニュー（LINEなど

のトーク画面下部に表示される大きなカスタムメニューで、ボタンをタップすると外部サイトへの遷移や予約などを行える機能）の導入・検証に着手し、利用実態や効果を見極める。検討に当たっては、LINEを有力な選択肢の一つとしつつ、特定のサービスに依存しないよう柔軟に最適な手段を選定する。

令和9年度の本格導入を目指し、既存の「ちば電子申請」、「ちば施設予約」との整理・棲み分けを進め、将来的には機能を「スマホ市役所」へ一本化することで、分かりやすく利便性の高いサービスの実現を図る。

○コンビニ交付サービス手数料の引下げ

コンビニ交付サービスの更なる利用促進に向け、手数料を半額の150円とすることを軸に、交付対象や利用時間の拡大も含めて、令和9年度中に改正を実施する。

＜書かない窓口の推進、ワンストップ型外国人総合窓口の導入＞

書かない窓口は、申請書への手書きを不要とし、市民の負担軽減と職員の業務効率化を図る取組であり、多言語対応やAI翻訳を組み合わせれば、日本語に不安を抱える外国人住民の手続への支援にもつながり、そのまま外国人窓口の機能強化となる。

一方で、ITに不慣れな方や対面希望者が取り残されないよう、デジタルと対面の両立や操作支援も欠かせないため、誰一人取り残さない窓口の実現を目指していく。

外国人の総合窓口については、日本語での会話に不安を抱える外国人に対応するためのワンストップ型の総合窓口について、73言語対応の字幕表示システムの活用や外国籍の会計年度任用職員の配置なども検討した上で、令和8年度中に設置する。

＜関宿支所及び出張所の機能強化＞

関宿支所において、対象業務を整理した上で、来庁者が本庁担当者とオンライン相談できる環境を令和8年度中に整備し、運用状況を検証し拡大を検討していく。

＜窓口受付時間の見直し＞

事務の効率化及び時間外勤務の縮減を図るとともに、各種証明書のコンビニ交付や各種オンライン申請等のDX施策の推進により市民の利便性の向上を図るため、令和8年10月から、窓口での市民サービス業務の多い部署を対象として、窓口受付時間を試行的に短縮し、令和9年度から本格実施する。

○周知の抜本的改善

オンライン申請等整備したサービスが、市民に知られ、安心して使われるよう周知の在り方を抜本的に改善し、市民にとって分かりやすい形へと見直していく。

○サポート体制の充実

行かない窓口を進めるに当たり、ITに不慣れな方などへのサポート体制の充実を図っていく。

(2) 外郭団体等の運営の合理化

○外郭団体に対する取組方針

外郭団体について、設立目的に沿った事業を行い、健全な経営が維持されるよ

う、議会への説明等により経営の透明性を図り、事業の特性も踏まえ経営状況等を把握した上で、指導監督を徹底し、健全な経営の確保と活用との両立を図っていく。

開発協会が債務超過に陥った反省を踏まえ、債務超過、採算性や費用対効果の欠如、公共性・公益性の喪失等、現在又は将来の経営の悪化が判明した場合には、市が主導して速やかに抜本的改革を含む経営の健全化及び組織の効率化に係る取組を推進するとともに、複雑化・多様化する行政需要や社会経済情勢の変化も踏まえ、当該団体の必要性について検討していく。

また、働きやすい職場環境を整備するとともに、研修等を通じて社員の質や業務に対するプライド・意欲の向上を図り、人材確保及び団体の質の向上に努めていく。

① 一般財団法人野田市開発協会

- ・ゴルフ場の集客数の増加を図る取組の継続及び更なる拡充を行うとともに、時期別集客数を精査し、必要に応じて利用料金の見直しを行う。
- ・他のゴルフ場や第3セクター等の状況を踏まえ、業種、経営規模に見合った給与体系に見直すとともに、65歳定年の実施に合わせた新規職員の採用を含め、職員配置の適正化を実施していく。
- ・建設償還金相当分の使用料について、年間使用料の基本額を3,000万円とし、経営状況に合わせ協議の上、納付額の設定を行っていく。
- ・協会の経営安定化に向けた、多角的な経営として、パークゴルフの競技者人口の動向や施設整備を行うタイミング、また、それに伴う国の補助金の活用、他の民間企業との連携なども含め、若者から高齢者まで幅広い年代や家族で楽しむことができるパークゴルフ場の整備の実現に向けて検討を行っていく。
- ・管理運営する施設を有効活用し、スポーツ振興等に資する自主事業の実施を検討していく。

② 野田市土地開発公社

都市計画事業等を早期に実施するためには、時機を逃さず事業用地の取得を行うことが重要であり、現段階では、公社が持つ用地の先行取得機能を維持し、都市計画事業等の実施状況を踏まえ、公社の必要性を検討していく。

③ 野田業務サービス株式会社

- ・安定した給食調理体制を維持し、安心安全な給食を提供していくため、更なる処遇改善を行うとともに、働きやすい職場環境を整備した上で、調理員を確保す

る。

- ・野田市学校給食異物混入防止マニュアルの遵守など、安全衛生管理を徹底し、調理技術の向上に向けた研修等により調理員の育成を強化する。
- ・調理員や栄養士の意見集約や調整が円滑に行われていないため、調理課長の配置など体制強化を図る。
- ・社員募集に当たっては、デジタル媒体を効果的に活用するなど、常により効果的な手法を検証していく。
- ・臨時調理員の社員登用に向けたキャリアアップ意欲の向上を図っていく。
- ・単独調理校の調理室の施設の老朽化に伴い、事故を未然に防ぐため、異常を見つけた場合は速やかに市に報告するなど、適切に対応する。
- ・博物館及び市民会館の来館者の増加を図るため、積極的に魅力ある企画展示等を行っていく。

④ 株式会社野田自然共生ファーム

- ・船形地域の営農活動では、引き続き作業機械の更新に努めるとともに、気候変動に対応した作付体系の検討を進め、生産量の安定に努める。
- ・耕畜連携事業では、飼料（SGS）生産の加工部分を担い、継続的な収益事業とするとともに、高止まりする飼料価格に直面する酪農家の経営安定を図る。
- ・江川地区では、自然保護活動としてコウノトリ飼育業務における飼養技術のレベルの向上を図る。また、江川米の収穫量を増加させるため、作付け品種の検討や作業効率の向上を図る。
- ・有機農業について、有機農業を実践しているほ場での土づくり等を実施するとともに、完全有機や減農薬の分類分け、少量多品目や多量一品目の種類分けなど、有機農業の方向性を見極めた上で推進する。
- ・有機農業のほ場が増加した場合に備え、新たな堆肥センターの建設を検討する。
- ・農業人材育成事業については、引き続き慣行栽培の研修を実施するとともに、目標を有機農業者の育成に重点を置く人材育成に転換し、有機農業に意欲のある新規就農希望者を募集する。
- ・農業経営効率化のため、スマート農業（機械化、施設化等）の推進を検討する。

(3) 組織機構の見直し

① 組織の統廃合と組織体制の整備

行政需要がますます複雑化・多様化し、更には高度化・深刻化していることに伴い、新たに生じる行政課題に迅速かつ的確かつ柔軟に対応するため、市民サービスの質の向上を第一に、市民に分かりやすい簡素で効率的な組織を基本とす

ることに加え、これまで以上に専門性の強化を図るとともに、臨時的・実験的な組織など従来の型にとらわれない組織を含め、不断に新設、分割、統廃合等を行い、縦割りを排除して機動的な組織に見直すとともに、多様な主体と協働し、組織を更に発展させていく。

また、山積していく行政課題に迅速に対応し、より円滑に市政を推進していくため、国等関係機関との関係を強化する。

さらに、組織を維持、発展させていくため、管理職を含め職員の一定の離職を想定して計画的に人材を確保するとともに、適切な人事評価により、積極的な登用を進め優秀な人材を育成していく。

② 附属機関等の整理合理化

附属機関等について、その役割が重複するものを統合し、役割を終えたものを廃止するとともに、その設置目的に照らしてその必要性を検討するなど、引き続き附属機関の適正化を図る一方で、新たな行政課題への対応など真に必要なものは新設する。また、より審議の活性化を図るため、常に運営上の問題点がないか点検していく。

公募委員の募集に当たっては、公募委員の趣旨そのものも含め、より広くかつ効果的・効率的な周知を行う。また、公募委員の再任について、応募者がいない又は定数に満たない場合には可能とするなどの見直しを行う。

(4) 行政サービスの広域化（一部事務組合等の活用）

継続的に質を落とさず市民サービスを提供するため、あらゆる業務について、広域的な視点で考え、隣接する埼玉県や茨城県の団体など県内外を問わず、一部事務組合等の活用や自治体間の共同運営等について進めていく。

野田市独自で処理している公平委員会に関する事務について、より公平性・中立性を確保し、事務の効率化を図るため、千葉県市町村総合事務組合での共同処理を検討する。

新清掃工場については、引き続き広域処理も選択肢の一つとしてあらゆる方策について検討する。

重点目標２ 業務改革の推進

(1) 市民との協働を推進するための職員の効果的・効率的な活用

市行政（換言すれば市職員）の役割は、市民ニーズの最適化にあるが、これまでの職員の仕事の進め方は、まず行政が計画した上で、市民に参加してもらうという形が一般的となっており、この考え方を「市民との協働」と捉えている職員

も多いと考えられる。

しかし、「協働」とは、同じ目的のために対等な立場で力を合わせて取り組むことであり、「市民との協働」を推進するには、まず職員の意識改革を図り、実践していくことが最大の課題となっている。

また、定年延長制度や会計年度任用職員制度の導入など、自治体職員を取り巻く状況は大きく変貌してきており、今後も続く厳しい財政状況の中では、正職員数の維持確保は非常に厳しいと考えられることから、正規職員、定年延長職員、会計年度任用職員などの役割を整理した上で効率的に配置するとともに、D Xなどの事務改善を図り、本当の意味での「市民との協働」の推進を図ることが求められている。

さらに、「市民との協働」を進めるに当たっては、市民に対し、的確な情報を提供することが重要であるが、情報収集能力が不足している職員も多いのが現状であることから、情報収集能力を高め、これを活用できる職員を育てることが必要である。

○「市民との協働」に対する職員の意識改革と実践

- ・研修等を通じ、意識改革を図るとともに、現在、市が新たな官民連携として取り組んでいる野田市スポーツ文化コミッションの取組を実践例として、職員に周知・啓発を図る。
- ・各部局において、関係する市民や団体との対話を進める。
- ・情報収集能力を高め、これを活用できる職員の育成。

○正規職員の活用

- ・意識改革のため、階層別研修の見直しを図る。
- ・正規職員、定年延長職員、会計年度職員などの役割の明確化及びその見直しを図る。
- ・D X等の事務改善、外部委託や行政評価による事務事業の見直しを図る。
- ・管理職に限定したキャリア採用により、即戦力となる人材を確保する。
- ・管理職を含め一定の離職を前提とした職員採用とする。
- ・勸奨退職の廃止を検討する。

○会計年度任用職員の活用

- ・正規職員、定年延長職員、会計年度任用職員などの役割の明確化及びその見直しを図る。
- ・事務担当会計年度任用職員研修を強化する。

○定年延長職員の活用

- ・正規職員、定年延長職員、会計年度任用職員などの役割の明確化及びその見直しを図る。

- ・定年延長職員の職域について、公民館長や一部の相談業務のほかに、情報収集及び整理を行い部内の業務を調整する調整官など、これまでに足りない部分に対応するための新たな職域を設定する。
- ・ライン職に配置しないことを基本とするが、ライン職でも有効な組織について検証する。

○専門職の充実

- ・土木及び建築技師については、一般事務からの任用替えを行う。
- ・設備の維持管理に係る専門職を採用する。

(2) 給与の適正化

① 給与制度の見直し

退職者の増加等による管理職のなり手が少ない現状も踏まえ、優秀な人材を確保するため、また、やる気のある職員、困難な業務に対しても挑戦していける職員を育成していくため、給与制度改革を図るとともに、福利厚生等も含め、魅力ある働きやすい職場環境を整備する。

また、多様な人材の確保という観点からも社会人経験を有する職員の重要性は増しており、社会人経験者枠で採用された在職する職員との均衡を考慮しつつ改善を図る。

経験の浅い職員について、3級に昇格するまでの期間が他市よりも短いことから、3級昇格までの期間の延長や期末手当及び勤勉手当における3級職員の役職加算の在り方について職員組合と交渉していく。

管理職員特別勤務手当について、管理職員の処遇改善を図るため、災害対応など対象業務を精査した上で支給できるよう検討していく。

② 時間外勤務の適正化

事務の改善・効率化に対する職員一人一人の意識改革を進めるとともに、定年延長職員、再任用職員及び会計年度任用職員を活用し、正規職員も含めて適切な人員を必要な部署に配置するとともに、業務委託などを検討し、時間外勤務を縮減していく。

総務部は、担当課任せにすることなく、各所属の負担が軽減するようフォローし、業務の進行管理のやり方を見直す。

デジタル技術等の活用に関して、RPAやAI-OCRに加え、今後はノーコードツールを積極的に活用することで自治体DXを加速させ、業務の効率化や見直しを実施し、時間外勤務の適正化を図る。

ワークライフバランスの充実を図り、職員のやる気を向上させるため、職員

の働き方改革を推進する。

ノー残業デーについては、時間外勤務の縮減に繋がる適正な実施となるよう実施日の見直し等を検討していく。

(3) 人事評価制度活用 of 推進

人事評価については、公平性を確保するための評価方法等に課題があり、昇給に反映させることができていない。そのため、第三者機関による人事評価の実施について検討する。また、引き続き評価方法等の見直しを行うとともに、先進市の事例を研究し、評価方法等を確立させ、全職員の上位 20%を目安に勤勉手当の加算対象とし、一部昇給にも取り入れることで人事運営に反映させるとともに、人材育成を進める。

(4) 職員研修の充実

受講前に研修の目的等について意識付けを行った上で研修を実施し、管理職をはじめとした人材の更なる育成を図るとともに、受講後に得られた知識の共有化を図っていく。

社会情勢の変化を常に注視し、職員の意見等も参考にしながら、新たな課題や問題に対し、現実に即した研修の実施について検討していく。

また、職場研修、職場外研修等の各種研修について、実施後に効果を検証することとし、研修内容や実施の要否、拡充を常に検討していく。

さらに、事務分掌を整理し、OJTやジョブローテーションにより女性職員のキャリア形成を図っていく。

なお、次の研修については重点的に実施・拡充する。

- ・女性管理職育成研修
- ・メンタルヘルス研修
- ・民間企業等への派遣研修
- ・接遇・マナー研修
- ・管理職研修
- ・DX研修
- ・育児休業研修
- ・ハラスメント研修

(5) 自治体DXの推進

市民サービスの向上に向けて、情報セキュリティ対策を十分に講じた上で、先進的なデジタル技術であっても失敗を恐れずに導入・活用し、従来の枠にと

らわれない業務改革を行い、更なる事務の効率化や時間外勤務の削減を図る。

自治体DXの推進に当たっては、デジタル技術を活用する職員の育成や職員一人一人の意識改革が欠かせないことから、体験型の研修を取り入れるなど、積極的に人材育成を図る。

マイナンバーカード及びマイナポータルを活用した行政手続のオンライン・デジタル化に向けて、国の動向を注視しながら、市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため着実に準備を進める。

なお、デジタル技術の活用に当たっては、デジタル技術を活用できない市民に配慮しつつ、行政手続のオンライン化や事務の自動化などを進めていく。

重点目標３ 市民及び民間組織・事業者との協働

(1) 市民及び民間組織との協働

① 自治会との協働による行政課題への対応

自治会は、災害など、いざという時に助け合える協力体制を構築するとともに、良好な地域社会の維持及び形成を図るために地域的な共同活動を行い、市民との協働の中心となっている。自治会と十分に協議を行った上で、個々の業務を進めるとともに、自治会の負担が過度にならないよう必要な支援や事務手続の簡素化を行い、複雑化、多様化する行政需要にきめ細かに対応するため、更なる協働を図っていく。

自治会加入率が年々減少し、自治会の役員の高齢化・固定化などの状況にあることから、これまで以上に、コミュニティの核としての自治会の意義を積極的に働きかけるなどの取組を行っていく。また、自治会加入促進パンフレットについて、加入メリットがより伝わる内容にするなど、必要な見直しを検討する。

市報及び行政文書の配布については、市と自治会で協議した上で、将来的に見直しを検討する。

避難行動要支援者支援計画について、市の考え方を整理し、自治会連合会常任理事会での協議を進めていく。

自治会等交付金や自治会長等報償金等について、自治会の現状を正確に把握した上で、必要な見直しを行う。

② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

市民が抱える福祉ニーズが複雑化、多様化し、増大する行政需要にきめ細かに対応するため、社会福祉協議会を始めとした、多くの社会福祉法人等との更なる協働を進めることにより、更なる地域福祉の推進を図っていく。

社会福祉協議会への委託事業及び補助事業については、それぞれの事業の必要性やその効果を検証し、引き続き社会福祉協議会と協議を行いながら、社会情勢によって変わる福祉ニーズに対応した事業内容への見直しを検討するとともに、安定した運営を行えるよう事務手数料や補助金の在り方を検討する。

地区社会福祉協議会の活動については、それぞれが実施する活動に温度差が生じていることから、社会福祉協議会や各地区社会福祉協議会との相互に有機的な連携の下、地域性を活かした活動を支援していくとともに、地域福祉の担い手を確保していく必要がある。

③ NPO法人及びボランティア団体等との協働

行政需要が複雑化、多様化し、NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、更なる協働を図り、育成していく必要がある。

そのためには、市民活動団体間や行政の各部局との連携が重要となるため、情報共有や意思の疎通が図れるようネットワークの強化を図るとともに、市職員の協働に対する意識醸成を図っていく。

また、その現状を把握した上で市民活動団体が必要としている支援を的確に把握し、行政としてできる支援策を講じていく。

(2) 民間事業者との協働

① PPP／PFI手法導入優先的検討指針の策定及び活用

公共施設の整備事業の実施に当たり、多様なPPP／PFI手法の活用により、従来の方式と比較して費用の削減が図られ、民間事業者のノウハウの活用によるサービスの質の向上、効率的な管理運営の効果が期待できることから、PPP／PFI手法導入優先的検討指針に基づき、適切に対応していく。

今後、鈴木貫太郎記念館など、新たな施設を整備する際には、指針に基づきPPP／PFI手法の活用を検討し、契約までの期間等も考慮した上で、より導入効果のある手法を採用する。

国の制度改正等により、新たな民間活力の活用法が公表された場合は、迅速にその導入効果を検証する。

【PPP／PFI手法導入優先的検討指針】

(1) 優先的検討の開始時期 ※優先的検討…従来型手法に優先して検討すること

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場

合、公共施設等の運営等の見直しを行う場合、公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、優先的検討を行う。

(2) 対象事業の基準

次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業とする。

ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業は対象から除く。

ア 既に P P P / P F I 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(4) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の（５）簡易な検討又は（６）詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な P P P / P F I 手法（以下「採用手法」という。）を選択する。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、次の（５）簡易な検討及び（６）詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

(5) 簡易な検討

自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

（４）において複数の手法を選択した場合は、各々の手法について費用等の総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用等の総額との間で比較を行うものとする。

なお、次の（６）詳細な検討に先立ち、簡易な検討による評価を行うことにより、採用手法の導入に適しないと評価した場合は、詳細な検討を行うまでもなく、P P P / P F I 手法を導入しないこととすることができるものとする。

(6) 詳細な検討

(5)において、PPP／PFI手法の導入に適すると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

(7) 評価結果の公表

(5)簡易な検討又は(6)詳細な検討でPPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、導入しないこととした旨及び評価の内容について、インターネット上で公表する。

② 指定管理者制度活用の推進及び検証

公の施設に民間活力を導入する場合は、PPP／PFI手法導入優先的検討指針に基づく検討を行い、その中で、指定管理者制度の活用が有効であると判断したものについて、指定管理者制度によることとする。

既に指定管理者制度を導入している施設については、適切かつ安定的な運営が行われ、サービスの質の向上が図られるよう、業務の進行管理、管理職を含めた定期的な現場訪問及び状況把握を徹底するとともに、多くの利用者から指定管理者に対する評価等の意見をいただき、今後の運営に生かしていく。

また、指定管理者及び市の業務の効率化及び事務の軽減を図るため、指定管理者制度に係る提出書類や事務手続の見直しを進めるとともに、指定期間について、期間が長い方が人材確保につながり、安定した運営を行うことができるため、現在5年又は7年としている運用の見直しを検討する。

直営保育所について、中根保育所は、保育の質を確保するために、現場を把握していなければ民間事業者に適切な指導等を行うことができないことから、基幹保育所として存続させることとする。待機児童対策の保育士確保の観点から指定管理者制度の導入を保留している福田保育所、乳児保育所は、待機児童の状況を見ながら指定管理者制度はもとより、公私連携型保育所などの新たな制度の活用の導入を検討する。

既に指定管理者制度を導入している保育所については、公私連携型保育所などの新たな制度の活用を検討する。

③ 民間委託の推進

民間事業者との協働により、サービスの質の向上や効率的な管理運営が図られ、経費削減も期待できることから、特に、法令上、市の責任でやらなけれ

ばならないが必ずしも市が行わなくてもよい事業について、更なる民間委託を進めていく。

学童保育所については、共働き家庭の増加などによる学童保育の需要を見極め、入所児童数の推移を注視し、過密化対策のため第二学童を整備した学校区について、2つの学童を合わせても、第二学童の定員数に満たないなど、保育に影響のない場合は、社会福祉協議会と協議の上、直営に統合し、効率的で継続的な運営を図っていく。

現業部門の技能労務職員等は、引き続き退職不補充とするが、現清掃工場の運転管理業務については、新清掃工場の方針が決まるまでの間、長期的に安全で安定した運転を行っていく必要があるため、必要に応じ正規職員を採用していく。また、道路サービス課については、直営によるメリットを生かした迅速な対応を行うため、必要に応じ正規職員を採用し、体制強化及び機能拡大を図っていく。

重点目標 4 財政運営の健全化

(1) 財政運営の健全化

① 財政規律の堅持

限られた財源の中で、多様化する市民要望に的確に対応するためには、自主財源及び国や県の補助金など特定財源の確保に最大限努めるとともに、PFI手法の活用を始めとした民間との協働等を含め、大胆な業務改革による事務の効率化を図り、経費を削減し、真に必要な部門へ重点配分する必要がある。また、中長期的な視点から、計画的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図らなければならない。

具体的には、市の歳入の根幹となる市税等の徴収率向上、使用料等の負担の適正化、ふるさと納税制度の活用、未利用地の有効活用及び処分、公共物への有料広告の掲出等により自主財源の確保を図るとともに、常にアンテナを高くして国や県の補助金など特定財源の確保に努める。また、全ての事務事業を毎年度ゼロベースで見直すとともに、行政改革による経常経費の削減を継続実施することにより、経常収支比率を改善し、財政の弾力性を向上させる。さらに、臨時財政対策債を含む地方債の発行総額を公債費の元金償還額以内とするプライマリーバランスの遵守により、地方債残高の抑制を図るとともに、財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成を確立することにより、今後も一定規模の財政調整基金の確保を図り、財政規律の堅持と持続可能で安定的な財政運営に努める。

※プライマリーバランス…公債費関連の歳入歳出を除いた基礎的財政収支を表す

もので、公債の利払費と元金償還費を除いた歳出を、公債発行収入を除いた歳入でどれだけまかなえているかを示す指標

② 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上

現年度重視の徴収対策を継続し、新たな目標を設定した上で、滞納繰越分を含め、更なる工夫を重ねて効果的な徴収対策を講じ、徴収率向上に取り組む。

私債権に係る長期滞納者等については、徴収見込みがない場合は、野田市私債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行い、徴収可能な債権に注力して滞納整理の効率化に努める。

③ 補助金の在り方の検討

真に補助金が必要な事業については、積極的に補助金を交付するが、継続的に事務事業の見直しを行い、補助金の必要性を検証していく。また、必要な補助金については、透明性を確保する観点からも補助対象経費や補助率等を定める個別の根拠例規等の整備又は見直しを進める。

各種団体等に対する補助金については、事業費補助、運営費補助等の区分を明確にした上で事業効果を検証し、団体との協議の中で補助金の必要性を見極めるとともに、補助対象経費等の見直し、効率的な事業実施の方策を検討する。併せて、実績報告の審査の適正化を徹底する。

多額の繰越金等の内部留保が生じている団体については、団体との協議の中で補助金の減額又は一時停止により内部留保の解消を進める。

④ 給付サービスの見直し

市が単独で実施する給付サービスについて、多様化・複雑化する行政需要を的確に把握し、見直しによる利用者への影響や物価高騰等による影響を十分に考慮した上で、引き続き必要な見直しを行い、限られた予算の範囲内で、真に必要なサービスを積極的に給付する。

⑤ 入札及び契約制度の見直し

工事などの入札において、市内業者優先の原則を堅持した上で、応札者が減少していることや落札率が高くなっている状況を継続的に分析し、一般競争入札及び指名競争入札の適用範囲の見直しなど、効果が期待できる対応を実施していく。

また、電子入札の適用対象を拡大するなどにより、入札の透明性の確保はもとより、入札・契約事務の負担軽減及び効率化を図る。

⑥ 使用料等の負担の適正化

＜使用料の基本方針＞

一部のスポーツ施設を除く有料施設の市民料金については、近隣自治体と比較しても大きなかい離は見られず、均衡がとれている状況にあることから、一斉の見直しは行わず、引上げや有料化は当面行わない。

一部のスポーツ施設の有料施設は、近隣自治体より安価な料金となっているものの、本市が令和5年4月1日から健康スポーツ文化都市宣言を行っている趣旨を踏まえると、市民料金の引上げに伴う市民活動の停滞を避ける観点から、今すぐの見直しは適当でない。一方で、維持管理経費とのかい離を放置することもできないため、近隣自治体の見直し動向を注視しながら、他団体が引上げを行うタイミングで、料金の引上げを検討していく。

市外居住者の使用料については、総合公園の野球場・陸上競技場や福田運動場の野球場など一部のスポーツ施設については、市外利用者の割合が30%を超えており、市民が利用しづらい状況が生じている。市民利用を優先させる観点から、これらの施設について料金の見直しを行う。

○市民料金の使用料の見直し

近隣自治体と比較してもかい離は見られず、均衡がとれている状況にあることから、一斉の見直しは行わず、引上げや有料化は当面行わないが、近隣自治体の見直しの動向を注視しながら、他団体が引上げを行うタイミングに合わせて、本市においても引上げを検討していく。

○市外居住者の使用料の見直し

総合公園の野球場・陸上競技場、福田運動場の野球場は市外利用の割合が多く、市民の利用に影響が生じている。市民の優先利用の観点から市民料金は据え置いた上で、市外居住者の利用料については、近隣自治体の多くが市外料金を市民料金の2倍としていることを踏まえ、本市も同様に市外料金を市民料金の2倍に引き上げ、令和9年度から実施する。

＜火葬料の基本方針＞

近隣自治体の中で市民火葬料を無料としているのは本市のみであり、市外居住者の利用料金も近隣自治体に比べ安価であることから、月によっては市外居住者の利用割合が15%を占め、市民火葬者の待機日数が最大で10日になるなど、市民の火葬予約に影響が生じているため、受益者負担及び市民利用の優先の観点から、令和9年度から市民火葬料を有料化し、市外居住者の火葬料を引き上げる。

○市民火葬料の有料化

引上げに当たっては、現在15歳を基準としている料金区分を見直し、成年

年齢である 18 歳を区分の基準とする。

無料から有料へ移行することとなるため、市民の負担に配慮し、18 歳以上の市民料金を近隣自治体の最安料金と同額の 3,000 円とし、18 歳未満は引き続き無料とする。市外料金は市外からの過度な利用を抑制し市民利用を優先するため、18 歳以上の市外居住者は 150,000 円、18 歳未満は 70,000 円に引き上げる。

○公民館使用料の見直し

引き続き、次の 2 点について慎重に検討を進める。

- ・社会教育法の目的達成のための利用は、減免として実質無料化としているが、減免されている団体とその理由を明確にし、例えば減免される団体については、教育委員会の承認を経て登録された団体に限るなどの公正性を高める運用を検討する。
- ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、減免の取扱いについて整理する。

○手数料の見直し

引き続き近隣自治体と歩調を合わせていく。

⑦ ふるさと納税制度の活用推進

市民が他の自治体にふるさと納税したことによる市税の減収を補うことに加え、野田市の魅力発信や新たな財源確保の観点からも、企業版を含むふるさと納税制度を積極的に活用する。

ふるさと納税については、引き続き魅力的な返礼品の発掘を進めるとともに、ふるさと納税ポータルサイトを拡充することにより、市の事業や取組を効果的に周知し、寄附額の増加を図る。

企業版ふるさと納税についても、企業に対して市の事業や取組を効果的に周知し、寄附額の増加を図る。

(2) 公有財産の有効活用

① 未利用地の有効活用及び処分

未利用地については、公用又は公共的な活用ができるかを検討し、活用が見込める場合は行政財産として有効活用する。

行政財産としての活用が見込めない土地については、土地の状況を確認した上でインターネットオークションや随時募集等の手法の活用も含めた売却を進める。売却の見込みがない土地については、看板用地等として有償貸付

けを進める。さらに、除草等の維持管理費の軽減を図るため、無償貸借等を検討する。

② 公共物への有料広告の掲出

厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、公用車や封筒など、活用できるあらゆる媒体への広告を積極的に導入し、新たな財源の確保に努める。

ネーミングライツについては、施設の新設や改修等のタイミングで導入の適否を判断するとともに、既存施設について、企画提案があった場合は、適切に対応する。

募集に当たっては、あらゆる手法を活用して積極的に周知する。

重点目標5 公共施設等の適正な配置及び維持管理

(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

- ① 施設管理は施設管理者が行うことを基本とするが、公共施設管理課において、全施設における維持管理の進行管理を徹底し、施設の長寿命化を図るため、公共施設包括管理業務により、同一視点で各施設の点検を行い、施設管理者等による日常点検も含め、その点検結果や管理状況を一元的に把握し、適切に改修の緊急性を見極め、教育環境等の向上を図る改修等も考慮し、優先順位を定める。
- ② 改修の緊急性を見極め、優先順位を定めるに当たっては、公共施設等適正管理計画推進会議を積極的に活用する。
- ③ 公共施設管理課において、施設整備に係る予算及び個別計画について包括的に管理し、施設整備に当たっては、国や県の補助金等特定財源の確保に最大限努めるとともに、公共施設等適正管理事業債等の財政的に有利な制度を活用できるときは、施設の個別計画を随時見直し、優先的に実施する。
- ④ 市民サービスに真に必要なものを除き、新たな施設の建設や施設の建替えは行わず、学校の余裕教室等の既存施設を有効活用することを基本とする。
- ⑤ 改修に当たっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立つとともに、環境負荷の低減、脱炭素化を図るものとする。

(2) 学校配置の適正化

行政改革推進委員会で審議後、改めてパブリック・コメント手続を実施します。

(3) 民間施設の有効活用

多様な行政需要に対応するため、新規事業や事業の拡充を行う際に、既存施設の活用での対応が難しく、新たな施設を検討する必要がある場合は、未利用となっている民間施設の有効活用について、民間との協働も含め、引き続き進めていく。

市営住宅について、借上型市営住宅供給方針を策定し、令和8年度中に導入を進める。

